

富山大学人文学部令和二年度卒業論文

児童養護施設の小規模化は何をもたらすのか

富山大学人文学部人文学科
社会文化コース社会学分野
学籍番号 11710022
氏名 岩島七海

目次

第一章	問題関心	1
第二章	基礎概念と先行研究	2
第一節	社会的養護とは	2
第二節	社会的養護の家庭化	3
第三節	施設の「小規模化」	5
第四節	施設の小規模化の意義	8
第五節	「家庭性」	9
第六節	まとめ	10
第三章	調査概要	13
第一節	インタビュー詳細	13
第二節	A、B、C について	14
第四章	分析	17
第一節	空間—建物の外観と間取が持つ意味—	17
第一項	外観、機能を持つ空間（リビング、キッチン等）	17
第二項	空間の区切り	18
第三項	居室の定員の小規模化	19
第四項	この節のまとめ	20
第二節	家事	21
第一項	炊事に関わること	21
第二項	日常の炊事以外の調理機会	22
第三項	掃除	25
第四項	洗濯	26
第五項	この節のまとめ	27
第三節	日課、規則の柔軟性	28
第四節	子ども同士の関係性	31
第一項	子ども同士の関係性	31
第二項	縦割りが持つ意味	32
第三項	この節のまとめ	33
第五節	子どもと職員の関係性	34
第一項	子どもの職員に対する認識	34
第二項	担当制	35
第三項	この節のまとめ	35
第六節	個別性	36
第一項	大舎、小規模グループケアにおける個別性の保障	36

第二項	おとなしい子どもに対する対応の変化	37
第三項	この節のまとめ	38
第七節	家庭性	39
第五章	考察—小規模化＝家庭的？—	43
注		46
【参考文献・URL】		48

第一章 問題関心

近年日本の社会的養護において、施設養護がその大半を占めていることが問題視され、「社会的養護の家庭化」は差し迫って重要な課題となっている。藤間（2017a: 8）は、日本では戦後一貫して「施設における集団生活は個別性の保障に適しておらず、それゆえ、家庭的養護を推進するとともに、施設も家庭のように小規模な形態にすべきである」という主張がされてきたと述べる。また、この主張では家庭が個別性を保障する理想的な子育ての環境として位置づけられた。

以上のように、家庭が理想の養育環境と考えられ、施設の小規模化が進められている。しかし、藤間（2017b: 50）によると、社会的養護における議論において「家庭的な環境」とよばれるものが、具体的にどういう点で社会的養護の質の向上につながる機能を持つのかは、十分に検討がされていないのが現状である。

本研究では、小規模化した児童養護施設の職員にインタビューを行うことで以下のことを明らかにしたい。施設の小規模化によりどのような機能が強化されたのか、もしくは新しく生まれたのか。また、「家庭的」という言葉は何を指すと考えられるのか。

第二章 基礎概念と先行研究

第一節 社会的養護とは

本稿では社会的養護における問題を取り扱うため、初めに社会的養護とは何かを記す。厚生労働省（2020）の「社会的養護」によると社会的養護は、以下のように示される。保護者のない児童や、保護者に監護させることが適切でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行なうことであり、「子どもの最善の利益のために」と「社会全体で子どもを育む」を理念として行われている（厚生労働省 2020）。

また、社会的養護のテキストによれば、社会的養護は

①保護者がいない、②保護者または子どもの要因により、保護者が監護できない、③同様の要因によって監護させることが不適切またはより有効なケアがある、等の子どもに対し、最善に利益の確保を基本的視点とし、保護・育成・自立など、子どもの成長や発達を図る公私の取り組み（山縣 2007: 16-17）

と定義されている。以上をまとめると社会的養護とは、何らかの事情のために家庭で養育され得ない児童を社会全体で保護し、養育する取り組みだといえる。

社会的養護は、大きく分けると施設養護と家庭養護に分類できる。家庭養護については後に第二節で述べる。厚生労働省の「社会的養護の施設等について」によると、施設養護には、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設等がある「社会的養護の施設等について」（厚生労働省 2021）。これらの施設は目的によって対象となる子どもの年齢が異なる（2017b: 39）。本稿では、児童養護施設を調査対象とした。

第二節 社会的養護の家庭化

日本の社会的養護において現状の課題といわれているのが、社会的養護の大半を施設養護が占めているということだ（藤間 2017b: 46）。社会的養護の措置を受けた子どもの権利や子ども虐待に対する社会的関心の高まりと関連して、近年、日本の社会的養護の大半が施設養護であることを問題とする議論は多くみられる（藤間 2017b: 46）。

施設養護が社会的養護の大半を占めることが批判される背景には、日本が社会的養護において先進国の中で遅れを取っているという問題意識がある。実は、国際的にも日本における施設養護への偏りは問題化されている。日本政府が提出した子どもの権利条約に関する第3回報告書（2010年4月）に対して国連こどもの権利委員会が提出した最終見解（同年6月）では、日本の社会的養護が施設養護に偏り、家庭的ケアを提供する基盤が著しく欠如していると批判された（パラグラフ 53）。これを受けて、日本政府は2011年「社会的養護の課題と将来像」において里親等の家庭養護の比率を高める政策を行った。しかし、政策は目標をおおいに下回る結果となった。

この現状を受けて主張されているのが「社会的養護の家庭化」だと藤間は述べる（2017b: 47）。「社会的養護の家庭化」とは、「(1) 施設養護から家庭養護に転換することに加え、(2) 施設養護それ自体も小規模化することで、一般的な家庭に近いケア環境に近づけることを目指すもの」（藤間 2017b: 47）である。具体的には、厚生労働省の「社会的養護の課題と将来像」（2011: 5）において「子どもの養育の特質にかんがみれば、社会的養護は、できる限り家庭的な養育環境の中で、特定の大人との継続的で安定した愛着関係の下で、行われる必要がある……このため、社会的養護においては、原則として、家庭的養護⁽¹⁾（里親、ファミリーホーム）を優先するとともに、施設養護（児童養護施設、乳児院等）も、できる限り家庭的な養育環境（小規模グループケア、グループホーム）の形態に変えていく必要がある」と述べられている。

厚生労働省の「社会的養護の課題と将来像」（2011: 5）においては里親、ファミリーホームのことを家庭的養護と表しているが、本稿では『家庭的養護』と『家庭養護』の用語の整理について」（厚生労働省 2012b: 1）に基づき、里親、ファミリーホーム^{(3)、(4)}は家庭養護、小規模グループケア、グループホーム（地域小規模児童養護施設）は家庭的養護と表す⁽⁵⁾。

これらを踏まえた上で、本稿では里親、ファミリーホームは扱わず、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設を扱う。

さて、現在の政策文書では「社会的養護の家庭化」がどのように語られているのだろうか。「児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会」の4回の会合と、「社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会」の2回の会合をとりまとめた「社会的養護の課題と将来像」（厚生労働省 2011）、そしてそれを受け2012年に刊行された「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために」（厚生労働省 2012）において以下のような考えがみられると藤間（2017a: 38）は述べる。児童養護施設等も「家庭的」に小規模化すること

で、「特定の大人との継続的な愛着関係の下で」、「あたりまえに」に、「個別的な状況が十分に考慮されながら」、養育が行われるはずだ（藤間 2017a: 38）。また、「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために」（厚生労働省 2012）の「小規模化の意義」を踏まえ、藤間（2017a: 38）は「今日の政策文書においては、子どもの自立支援や権利保障の個別性を保障すべく、施設の運営形態を小規模化することで『あたりまえの生活』である『一般家庭』に近づけること、すなわち家庭化が目指されている」と述べる（藤間 2017a: 38）。

以上のように「社会的養護の家庭化」に基づき、施設の小規模化が進められている。この家庭化論は集団性を批判することで正当性を獲得してきたと藤間は指摘する（2017a: 52）。藤間（2017a: 8）は、「施設における集団生活は個別性の保障に適しておらず、それゆえ、家庭的養護を推進するとともに、施設も家庭のように小規模な形態に変革すべきである」という主張が戦後の日本で一貫してなされてきたと述べる。ここでいう「個別性」は、藤間（2017a: 7-8）によると、「特定の大人との愛着関係の下で、子ども個々のニーズに対応すること」である。藤間（2017a: 52）は、単体では盤石といえない家庭への信頼を担保してきたものが、集団性に対する忌避だったと述べる。養育者が不確定で個別的なケア関係の一貫性が担保されにくいこと、子どもが個々に尊重されないことが集団性に起因する問題だと考えられてきた。藤間（2017a: 52）は以下のように述べる。この個別的なケア関係と子ども個々の尊重という理念を「個別性」という言葉でまとめるならば、個別性の確保に集団性は「不適切」であり、家庭性が必要というのが戦後に構成されてきたロジックであったといえるだろう。

第三節 施設の「小規模化」

第二節でみたように、日本では「社会的養護の家庭化」が主張され、施設の小規模化が進められている。本節では、ここでの小規模化が具体的にどのようなことなのかを記す。

「社会的養護の課題と将来像」（厚生労働省 2011:8）には、施設の小規模化について以下のように記されている。

今後は、施設の小規模化と施設機能の地域分散化を進め、(a)「本体施設のケア単位⁽⁶⁾の小規模化」を進め、本体施設は、全施設を小規模グループケア化（オールユニット化）をしていく。(b)「本体施設の小規模化」を進め、当面、本体施設は、全施設を定員 45 人以下にしていく。(45 人以下は現在の小規模施設加算の基準) (c)「施設によるファミリーホームの開設や支援、里親の支援」を推進し、施設機能を地域に分散させ、施設を地域の社会的養護の拠点にしていく。

これを受け、「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために」（厚生労働省 2012: 3）には施設の小規模化が以下のように書かれている。

第 I 部 児童養護施設における小規模化・家庭的養護の推進

1. 社会的養護の課題と将来像での位置づけには、児童養護施設の小規模化・地域分散化には、①本体施設の定員を小さくすること、②本体施設の養育単位を小さくし、小規模グループケアとしていくこと③地域のグループホーム（地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケア）を増やしていくことの3つの要素がある。

以上を反映し、本論文では施設の「小規模化」を、①本体施設の定員を小さくすること、②本体施設の養育単位を小さくし、小規模グループケアとしていくことと捉える。

ここでの①の本体施設の定員を小さくすることは、具体的に大舎、中舎、小舎においての話である。以下にそれぞれの施設形態の説明をする（児童福祉の架け橋 2019）。

大舎は、1 舎につき 20 人以上の児童が生活する施設である。一つの大きな建物の中に必要な設備が整っており、一般的には一部屋 5～8 人、男女別・年齢別にいくつかの居室⁽²⁾がある。食事は大きな食堂で一緒に食べる。

中舎は、1 舎につき 13～19 人の児童が生活する施設である。大きな建物の中を区切りながら、小さな生活集団の場を作り生活しており、それぞれに必要なものが設備されている。

小舎は、1 舎につき 12 人までの児童が生活する施設である。一つの施設の敷地内に独立した家屋がいくつかある場合と、大きな建物の中で、生活単位（ユニット）を小さく区切る場合があり、それぞれに必要な設備がある。

これらの 3 つの施設の形態の間で定員の多いものから少ないものへ変化することが、厚生労働省（2012: 3）がいう①の本体施設の定員を小さくするという意味での小規模化である。

本稿で取り上げるもうひとつの施設の小規模化すなわち②は、本体施設の養育単位を小さくし、小規模グループケアとしていくことである。以下に小規模グループケアの説明を記す。

「社会的養護の課題と将来像」（厚生労働省 2011: 9）によると、小規模グループケアは、1 グループの児童定員が 6 人～8 人⁽⁷⁾で、これを生活単位とするもので、1 人部屋又は 2 人部屋の居室と、居間、キッチン、浴室、洗濯機、トイレなどの家庭的な設備を設けるとともに、グループ担当の職員を置く。小規模グループケアは、本体施設内にいくつかのグループホームが集まって設けられる形態である。また、職員間の連携がとれる範囲で、本体施設から離れた地域の民間住宅等を活用して、グループホームの形態で行うことも可能である。

小規模グループケア開始の経緯を以下に記す。小規模グループケアは平成 16 年から実施されている。「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」（厚生労働省 2013: 1）には小規模グループケア開始の経緯が書かれている。

近年、児童養護施設等には、虐待を受けた子ども等の入所が増加しつつあるが、虐待を受けた子ども等が他者との関係性を回復させることや愛着障害を起こしている子どものケア（養育）には、これまでの大規模な集団によるケアでは限界があり、できる限り家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したきめ細やかなケアを提供していくことが重要とされている。このため、児童養護施設等において、小規模なグループによるケアを行う体制を整備するため、別紙のとおり、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設における小規模グループケア実施要綱を定め、平成 17 年 4 月 1 日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する（厚生労働省 2013: 1）。

この厚生労働省（2013: 1）の文書、そして第二節をまとめると、小規模グループケアがつくられたのには、純粹に内発的な理由だけではなく、外圧的な理由もあるといえる。

内発的な理由は以下の通りだ。近年、虐待を受けた子ども等が児童養護施設等に入所することが多くなっている。他者との関係性の回復を図る必要があり、愛着障害を起こしている虐待を受けた子ども等のケアには、集団の中でのケアは適当でない。それらの子どもには、職員と子どもが個別に関わり合い、ケアをされることが望ましいと考えられる。そのため個別に対応がなされる小規模なグループでのケアが行われる環境として小規模グループケアはつくられたという面がある。

外圧的な理由は以下の通りだ。第二節で触れたように、日本では施設養護が社会的養護の大半を占めることが批判されている。その背景には、日本が社会的養護において先進国の中

で遅れを取っているという問題意識がある。また、国際的にも日本における施設養護への偏りは問題化されており、日本政府が提出した子どもの権利条約に関する第3回報告書(2010年4月)に対して国連こどもの権利委員会が提出した最終見解(同年6月)では、日本の社会的養護が施設養護に偏り、家庭的ケアを提供する基盤が著しく欠如していると批判された(パラグラフ 53)。先進国の中で日本における社会的養護が遅れているという問題を解決するために小規模グループケアがつくられたという面もあるといえるだろう。

なお、本稿で詳しくは取り上げないが、第二節において小規模グループケアと同じく家庭的養護に分類されており、導入が奨められている地域小規模児童養護施設について以下に記す。

地域小規模児童養護施設は平成12年度から実施されている。定員は6名である。本体施設を離れて、普通の民間住宅等を活用して運営するものである。設備は必要な物が備わっている。「地域小規模児童養護施設の設置運営について」(厚生労働省 2017: 1)に地域小規模児童養護施設の意図が書かれている。

児童養護施設に入所している子どもについては、早期の家庭復帰を通じた自立支援を図る観点から家庭環境の調整に取り組んでいただいているところであるが、地域の中の住宅地などに新たな小規模な施設を設置し、近隣住民との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境の中で生活体験を積むことにより、入所している子どもの社会的自立が促進されるよう、別紙の通り「地域小規模児童養護施設設置運営要綱」を定め、平成12年10月1日より適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する(厚生労働省 2017: 1)。

この文書から、地域小規模児童養護施設は子どもの「社会的自立」を目指したものだといえる。

ちなみに、児童養護施設の居室定員の上限が平成23年に変更された。平成23年には15人以下だったが、平成23年6月から4人以下(乳幼児のみの居室は6人以下)になった。(厚生労働省 2014: 17)。ただ、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の居室の定員について、厚生労働省から出された文書でも記述があるものとないものがあり、居室の定員が家庭的養護の要件として含まれるのか不明である。

第四節 施設の小規模化の意義

「社会的養護の家庭化」という主張に基づき勧められている施設の小規模化だが、小規模化によって具体的にどのような機能がもたらされるのだろうか。「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために」（厚生労働省 2012a: 6）では、「小規模化の意義」として以下のことを挙げる。

- ・一般家庭に近い生活体験を持ちやすい。
- ・子どもの生活に目が届きやすく、個別の状況にあわせた対応をとりやすい。
- ・生活の中で子どもたちに家事や身の回りの暮らし方を普通に教えやすい。
- ・調理をすることにより、食を通じたかかわりが豊かに持てる。
- ・近所とのコミュニケーションのとりかたを自然に学べる。
- ・集団生活によるストレスが少なく、子どもの生活が落ち着きやすい。
- ・日課や規則など管理的になりやすい大舎制と異なり、柔軟に運営できる。
- ・安心感のある場所で、大切にされる体験を提供し、自己肯定感を育める。
- ・子どもたちが我が家という意識で生活でき、それが生活の主体性につながり、自立の力が日常生活を通じて身についていく。
- ・家庭や我が家のイメージを持ち、将来家庭を持ったときのイメージができる。
- ・自立を意識し、意図的に子どもにかかわれる。
- ・小人数のため行動しやすい。
- ・地域の中にグループホームを分散配置することにより、地域での社会的養護の理解が深まる。地域の子ども会、自治会、学校区の関係者との交流が深まる（厚生労働省 2012a: 6）。

これらが施設の小規模化によって満たされるだろうと「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために」（厚生労働省 2012a: 6）では想定されている。

第五節 「家庭性」

厚生労働省の「社会的養護の課題と将来像」(2011: 5) では、

子どもの養育の特質にかんがみれば、社会的養護は、できる限り家庭的な養育環境の中で、特定の大人との継続的で安定した愛着関係の下で、行われる必要がある……このため、社会的養護においては、原則として、家庭的養護（里親、ファミリーホーム）を優先するとともに、施設養護（児童養護施設、乳児院等）も、できる限り家庭的な養育環境（小規模グループケア、グループホーム）の形態に変えていく必要がある（厚生労働省 2011: 5）

と述べられている。社会的養護をめぐる議論において「家庭的」であることがどのように捉えられているのだろうか。

藤間 は以下のことをいっている。「社会的養護の課題と将来像」(厚生労働省 2011: 5, 19)、「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために」(厚生労働省 2012a: 2) で「家庭的」という言葉は「のぞましい」養育環境、その性質とそれが可能にする機能を一括して表現している。そして、小規模での運営形態であれば、「特定の大人との継続的な愛着関係の下で」「あたりまえ」に「個別的な状況が十分に考慮されながら」養育がなされると措置されており、そうした在り方こそ「家庭的」だと位置づけられている（藤間 2017a: 38）。

また、社会的養護をめぐる議論において、「家庭的」という言葉は「よき養育環境」を意味する、と藤間 は言っている（藤間 2017b: 50）。

そして、藤間 は「社会的養護の家庭化」で想定される「家庭」は、ファミリーホーム、グループホームの制度を踏まえると、「(1)家庭、あるいは家屋のなかで、(2)6 人未満の子どもを、(3)2 名前後の職員がケアをする」というありかたが「家庭的なもの」として想定されているといっている。（2017b: 47）。

社会的養護をめぐる議論において、「家庭的」であるということは上記のように捉えられている。これに対して、藤間（2017b: 50）は以下のように述べる。

社会的養護をめぐる議論において、「家庭的な環境」とよばれるものが、具体的にどういった点で社会的養護の質の向上につながる機能を持つのか、十分に検討されているとはいえない。すなわち、「家庭的」という言葉が、「よき養育環境」を意味するある種のマジックワードとして用いられているのである。このように家庭をモデルにケア環境を語ることはケアラーが抱える負担を見えづらくすること、社会的養護改革を「周回遅れ」にすることで生まれによる子どもの格差の是正を妨げること、多様なケアのあり方を検討する視野を制限することといった点で問題含みである（藤間 2017b: 50）。

第六節 まとめ

問題関心、先行研究を示した第一章、第二章では以下のことを述べた。本稿では以下のことを問題関心とする。施設の小規模化によりどのような機能が強化されたのか、もしくは新しく生まれたのか。また、「家庭的」という言葉は何を指すと考えられるのか（第一章）。

第二章第二節では以下のことを示した。日本での社会的養護における現状の課題として、施設養護がその大半を占めていることがいわれている。それは、国際的に日本が遅れているという問題意識、そして実際に国連からも批判されていることが背景としてある。この課題を解決するため、「社会的養護の家庭化」が主張されている。「社会的養護の家庭化」とは具体的に記すと以下のことである。「社会的養護の課題と将来像」（2011: 5）において「子どもの養育の特質にかんがみれば、社会的養護は、できる限り家庭的な養育環境の中で、特定の大人との継続的で安定した愛着関係の下で、行われる必要がある……このため、社会的養護においては、原則として、家庭的養護（里親、ファミリーホーム）を優先するとともに、施設養護（児童養護施設、乳児院等）も、できる限り家庭的な養育環境（小規模グループケア、グループホーム）の形態に変えていく必要がある」と述べられている。「児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会」の4回の会合と、「社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会」の2回の会合をとりまとめた「社会的養護の課題と将来像」（厚生労働省 2011）、そしてそれを受け 2012 年に刊行された「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために」（厚生労働省 2012）においては以下のような考えがみられる。児童養護施設等も「家庭的」に小規模化することで、「特定の大人との継続的な愛着関係の下で」、「あたりまえに」に、「個別的な状況が十分に考慮されながら」、養育が行われるはずだ（藤間 2017a: 38）（第二章第二節）。

第二章第四節では、「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために」（厚生労働省 2012a: 6）に書かれている「小規模化の意義」に触れた。これも踏まえて本稿では、具体的に以下のことに注目して分析、考察を行う。

- (1) 空間について。大舎は一つの大きな建物の中に必要な設備が配置され、一般的には一部屋 5～8 人、男女別・年齢別にいくつかの居室がある。食事は大きな食堂で一緒に食べる（児童福祉の架け橋（愛知県の児童福祉施設ポータルサイト）、2019、「児童養護施設とは？どんな施設があるの？」）。対して、小規模グループケアは、1 人部屋又は 2 人部屋の居室と、居間、キッチン、浴室、洗濯機、トイレなどの家庭的な設備を設ける「社会的養護の課題と将来像」（厚生労働省 2011: 9）（第二章第四節）。小規模グループケアは「家庭的な設備を設ける」と書いてあるが、これは大舎にはなかっただろう居間、キッチン等のことを指すだろう。この居間、キッチン等ができたことでどのような変化が生まれたのかを検討する。また、大舎が「一つの大きな建物」で子どもを養育していたのに対し、小規模グループケアはユニットごとに建物が異なる、もしくは空間が区切られている。よって施設の子どもは、別の空間で養育される。このことについても検討する。また、大舎と小規模グループケアでは居室の定員も異

なる。大舎では居室は他の子どもが多くいる空間であるのに対し、小規模グループケアでは多くの子どもが自分 1 人の空間を持てるようになった。このことによってどのような変化が生まれたのか検討する。

- (2) 家事について。「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために」(厚生労働省 2012a: 6) には「小規模化の意義」として、「調理をすることにより、食を通じたかかわりが豊かに持てる」と書かれている(第二章第四節)。小規模化により、子どもが調理に関わるようになり、「食を通じたかかわりが豊かに持てる」ことが想定されている。ここでいわれている「かかわり」とは具体的にどのようなことなのだろうか。また、調理以外の家事についても小規模化によって子どもの参加度が高くなったということはあるのだろうか。その場合、参加度が高くなったことの効果はあるのだろうか。これらを検討する。
- (3) 日課、規則の柔軟性について。「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために」(厚生労働省 2012a: 6) で「小規模化の意義」として挙げられていることの中に、「日課や規則など管理的になりやすい大舎制と異なり、柔軟に運営できる」とある(厚生労働省 2012a: 6)(第二章第四節)。集団の子どもを動かすためには日課、規則を定め管理的に運営する必要があるだろうが、小規模化して 1 つのユニット内の子どもが小集団になったことで、運営は柔軟になったのか検討する。
- (4) 子ども同士の関係性について。大舎は、1 舎につき 20 人以上の児童が生活する施設である(児童福祉の架け橋(愛知県の児童福祉施設ポータルサイト), 2019, 「児童養護施設とは? どんな施設があるの?」) のに対し、小規模グループケアは、1 グループの児童定員が 6 人~8 人である。「社会的養護の課題と将来像」(厚生労働省 2011: 9)(第二章第三節)。関わる子どもの数が減ったことにより、子ども同士の関係性に変化は起こったのかを検討する。
- (5) 子どもと職員の関係性について。「児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会」の 4 回の会合と、「社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会」の 2 回の会合をとりまとめた「社会的養護の課題と将来像」(厚生労働省 2011)、そしてそれを受け 2012 年に刊行された「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために」(厚生労働省 2012) においては以下のような考えがみられる。児童養護施設等も「家庭的」に小規模化することで、「特定の大人との継続的な愛着関係の下で」、「あたりまえに」に、「個別的な状況が十分に考慮されながら」、養育が行われるはずだ(2017a: 38)(第二章第二節)。小規模化により、本当に「特定の大人との継続的な愛着関係の下で」、「あたりまえに」に、「個別的な状況が十分に考慮されながら」、養育が行われるようになったのだろうか。
- (6) 個別性について。施設の小規模化を推し進める理由として個別性の保障がいわれている。藤間(2017a: 8) は、「施設における集団生活は個別性の保障に適しておらず、それゆえ、家庭的養護を推進するとともに、施設も家庭のように小規模な形態に変革

すべきである」という主張が戦後の日本で一貫してなされてきたと述べる（第二章第二節）。「小規模な形態」は個別性の保障に適しているのか、また、「施設における集団生活」は本当に個別性の保障に適していないのか検討する。

- (7) 家庭性について。社会的養護の家庭化を勧める厚生労働省の「社会的養護の課題と将来像」（2011:5）では、「子どもの養育の特質にかんがみれば、社会的養護は、できる限り家庭的な養育環境の中で、特定の大人との継続的で安定した愛着関係の下で、行われる必要がある」という考えの基、施設における養護を家庭的養護の形態に変化するように訴えている（第二章第五節）。これに対し藤間（2017b:50）は以下のように述べる。社会的養護をめぐる議論において、「家庭的な環境」とよばれるものが、具体的にどういった点で社会的養護の質の向上につながる機能を持つのか、十分に検討されているとはいえない。「家庭的」という言葉は、「よき養育環境」を意味するある種のマジックワードとして用いられている（第二章第五節）。児童養護施設で働く職員が「家庭的」であるということをどのように捉えているかを知ること、で、「家庭的」であることが何を指すのか検討する。

第三章 調査概要

第一節 インタビュー詳細

施設の小規模化を進めた 3 つの児童養護施設の職員に半構造化インタビューを行った。詳細は以下の通りである。

【施設 A】

- ・日にち 2019 年 5 月 29 日
- ・場所 A
- ・インタビューー a1 さん（50 代女性、主任）、a2 さん（20 代女性、「ゴールド」（仮名）⁽⁸⁾のリーダー職員、大舎の頃は勤務していなかった）

- ・日にち 2019 年 7 月 7 日
- ・場所 A
- ・インタビューー a1 さん、a3 さん（30 代女性、「イエロー」の職員）

【施設 B】

- ・日にち 2020 年 10 月 23 日
 - ・方法 電話
 - ・インタビューー b1 さん（40 代男性、施設長）
-
- ・日にち 2020 年 11 月 10 日
 - ・方法 電話
 - ・インタビューー b2 さん（40 代女性、男子のユニットである「ネイビー」、「ブルー」の両方に入るフリー職員）

【施設 C】

- ・日にち 2020 年 11 月 20 日
 - ・方法 電話
 - ・インタビューー c1 さん（30 代女性、心理職員）
-
- ・日にち 2020 年 12 月 7 日
 - ・方法 電話
 - ・インタビューー c2 さん（30 代男性、統括主任）

第二節 A、B、Cについて

以下にインタビューを行った A、B、C の基本情報を記す。3 つの施設は中部、北陸の児童養護施設である。

【施設 A】

以下の記述にはインタビューの際にご提供いただいた資料も用いる。施設の体制の変化は以下の通りである。以前は本館で大舎、現在の「イエロー」の建物で小規模グループケアが行われていた。この小規模グループケアは 2004 年から開始された。そして、2016 年 4 月の小規模化以降は、集団での養育を行っていた頃からの建物である本館、「ゴールド」、「パープル」、「イエロー」の 4 つのユニットに分かれて養育が行われるようになった。本館以外の 3 つのユニットでは小規模グループケアが行われていた。ただし、調査時に本館で生活していた子どもが 9 人であったことから、本館も実質的に小規模化しているといえるだろう。

建物について以下に記す。本館は 2 階建てで、1 階には調理室や A のすべての子どもが朝食をとる食堂等がある。2 階には居室等がある。A で一番初めにできた小規模グループケアの「イエロー」の建物は 2 階建てで、2 階が子どもの生活空間となっている。「イエロー」のユニットは他のユニットと建物を共有していない。一方、「ゴールド」と「パープル」は 1 つの建物を共有している。2 階建てで、1 階はリビング、ダイニング、キッチン等の共有空間があり、2 階には居室がある。「ゴールド」と「パープル」の玄関は別にある。また、どの建物からも独立して「洗濯棟」という 5 台ほどの洗濯機のあるコインランドリーのような建物がある。

以下の入所児童に関するデータは 2019 年 7 月 7 日時点のものである。A の全体の定員は 45 人であり、調査時には 26 人の子どもが入所していた。「ゴールド」、「パープル」、「イエロー」、本館の子どもの入所状況は以下の通りである。本館は 21 人定員で、9 人の子どもが入所していた。女子のユニットである「イエロー」は 8 人定員で、8 人が入所していた。男子のユニットである「ゴールド」は 8 人定員で、3 人が入所していた。もう一つの男子のユニットである「パープル」は 8 人定員で、6 人が入所していた。入所している子どもは、高校生以下である。ユニットの編成の仕方は、異年齢の子どもが同じユニットで生活する縦割りである。

職員の勤務体制は交代勤務である。職員と子どもの比率は 1 対 4 である。4 人の職員がユニットに固定でついており交代して勤務するため、1 つのユニットには基本的に 2 人の職員がいることになる。本館は 4～6 人の職員が配置されている。

【施設 B】

以下の記述には施設のホームページも用いる。施設の体制の変化は以下の通りである。以前は大舎と、2013 年からは小規模グループケアの「ホワイト」があった。小規模グループケアの「ホワイト」は女子 6 人が入所していた。元は平成 6 年に新築された退所児童支援

施設だったが、小規模グループケア用に作り替えたと言った b1 さんは、女子 6 人が入所する地域小規模児童養護施設の「オレンジ」が 2008 年に、男子 6 人が入所する地域小規模児童養護施設の「シルバー」が 2012 年にできた。2020 年 4 月から、小規模グループケアが 6 つになった。内訳は、男女別に 1 つずつある幼児ユニットが 2 つ、男子ユニットが 2 つ、女子ユニットが 2 つである。

建物について以下に記す。幼児ユニットは、1 階建ての建物に 2 つのユニットが入っている。男子ユニット、女子ユニットに関しては以下のようになっている。2 階建ての建物が 2 つあり、1 階に 1 ユニット、2 階に 1 ユニットが入っている。男子、女子で建物が分かれている。また、独立して管理棟という建物があり、そこには調理室や洗濯場等がある。

以下の入所児童に関するデータは 2020 年 10 月 23 日時点のものである。小規模グループケアは 1 ユニット 6 人定員である。ただし、一時保護された児童を受け入れることがあるため、入所児童の数がこの人数を超えることもある。地域小規模児童養護施設は「オレンジ」、「シルバー」とともに 6 人定員である。入所している子どもは、高校生以下である。ユニットの編成の仕方は、同年代の子どもで編成されている。これは生活スタイルが子どもの年齢によって異なるためであり、この先、子どもと職員が慣れたら縦割りにするつもりだと b1 さんは語っていた。

職員の勤務体制は、早番、日勤、遅番、断続の交代勤務である。1 つのユニットには 2 人の職員が固定でつく。また、ひとつの建物内の 1 階、2 階にある 2 つのユニットの両方を行き来するフリーの職員が 1 人いる。勤務によっては、同じユニットに固定でつく職員が休んでおりフリーが他のユニットにいついているときに、職員が 1 人でユニットの子ども全員をみることがある。小さい子どものところは職員が 3 人のところもある。地域小規模児童養護施設は基本的に、それぞれ 2～3 人の職員がつく。宿直は、本体職員が応援に行く。

【施設 C】

以下の記述には施設のホームページも用いる。施設の体制の変化は以下の通りである。以前は、24 人の子どもが入所していた大舎と、その隣に 6 人の子どもが入所する小規模グループケアがあった。その小規模グループケアで生活する子どもは中高生中心だった。理由は、部活動のために朝早く施設を出るので個別の対応が特に必要だということであった。そして、2018 年 1 月からオールユニット化して、4 つのユニットにおいて子どもが養育されるようになった。幼児ユニットである「レッド」は 6 人定員である。その他の 3 つのユニットは 8 人定員である。ただ、「ピンク」と「グリーン」はショートステイの子ども 1 人を受け入れられるようになっているため、最大で 9 人が入れるようになっている。「ピンク」と「グリーン」は、居室も 9 人が入れるようになっており、1 人部屋が 7 つ、2 人部屋が 1 つある。

建物について以下に記す。C は 3 階建ての 1 つの建物の中にすべてのユニットが入っている。1 階は調理室等があり、子どもは生活していない。2 階、3 階にはそれぞれ 2 つずつユニットがある。同じ階にあるユニット同士は玄関が分かれている。第四章第二節第一項でも述べるが、施設での食事は 1 階の調理室でつくられ、ダムウエーターによって各ユニッ

トに届く。

以下の入所児童に関するデータは2020年11月20日時点のものである。幼児ユニットの「レッド」は6人が入所していた。「ピンク」は8人が入所していた。「ライムグリーン」は8人が入所していた。「グリーン」は9人が入所していた。ユニットの編成の仕方は、幼児ユニットである「レッド」以外は縦割りだ。入所児童の年齢層は年少から高校生までである。

職員の勤務体制は交代勤務である。1つのユニットに固定でつく職員が3人いる。そしてフリーの職員が3人いる。実際には、8～9人の子どもを1.5人の職員がみる（ユニットに固定でつく職員が1人勤務しており、フリーで3階にある2つのユニットのどちらにも入る職員が1人いるため多くて2人が1ユニットの子どもを見る。1.5人は平均として言われた）。幼児のユニットに関しては、子ども6人を2人の職員がみる。

第四章 分析

第一節 空間—建物の外観と間取が持つ意味—

第一項 外観、機能を持つ空間（リビング、キッチン等）

B の b2 さんは、大舎の頃は子どもが施設のことを「施設とはっきり言っていた」のに対し、小規模化してから施設のことを施設とはっきり言わない子どもが多くなったと感じていた。その理由を b2 さんは「作りの問題」のためだと考えていた。ここでの「作りの問題」とは、おそらく施設の建物の外観、設備のことを指していると思われる。

上記の b2 さんの語りからは、小規模化により施設に対する認識が変化した子どもがいることが窺える。その一因を b2 さんは、建物の外観の変化、大舎の建物内にはなかったキッチンのような機能が小規模グループケアについたことで、施設が子どもの持つ「いえ」のイメージに沿うようになったことだと考えていた。小規模化に伴い、施設の概観や設備が一般家庭のようになったことで子どもは、大舎の頃自然に使っていた「施設」という言葉に対し違和感を持つようになったのではないだろうか。しかしユニットを「いえ」みたいと感ずることが、家庭性につながるかといえそうではないだろう。あくまでユニットに一般家庭にある機能、空間があるという意味であるといえる。

A の a3 さんは以下のように語った。

小規模グループケアのほうは本当に「いえ」のように実際思っている子もいて、リビングで、みんなで大人子ども関係なしに集まって話をしたりとか、ゲームをしたりとかそういうところで、やはり「いえ」っていうワードを出す子も、今までの中でそんなにたくさんでないですけども、僕の「いえ」っていう風に言う子もいたので、子どもの中には「いえ」っていう感覚があると思いますね。大舎であればそれこそやはり子どもの中では、そのやっぱりバツと見た感じ、建物としてでもやっぱり「いえ」って言い難い、というかそういうところもあって、見た目っていうところもすごく重要なのかな

a3 さんは、子どもと職員がリビングで集まって話をしたり、ゲームをしたりしていた際に「いえ」という言葉を発した子どもがいたと語った。「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために」（厚生労働省 2012a: 6）では、「小規模化の意義」として「一般家庭に近い生活体験を持ちやすい」ことが挙げられている。リビングという団らんの際において話をしたり、ゲームをしたりすることは、一般家庭で行うようなことであるため子どもがそこに「家庭性」を感じ、「いえ」という言葉を発したと考えられる。

また a3 さんは、大舎の建物は「いえ」と言い難い「見た目」をしているため、大舎で生活する子どもは自身の生活する場所のことを「いえ」と感じにくいだろうと考えていた。そのため、建物の「見た目」は、子どもが自分の生活している場所を「いえ」と捉えるかどうかという問題において重要だと a3 さんは考えていた。建物の外観のために小規模グループ

ケアで生活する子どもが自身の生活する場所を「いえ」と感じるとしたら、それは建物の概観が一般家庭の家屋に類似しているからだと考えられる。しかし、だからといって子どもは自分の生活する場所のことを自分の「いえ」だとは思わないだろうし、建物の外観が一般家庭の家屋のようだからといって家庭的だとは思わないのではないだろうか。ただ、学校のような建物である大舎より一般家庭の家屋のようである小規模グループケアのほうが建物の威圧感はなくリラックスしやすいということはあるかもしれない。

第二項 空間の区切り

Cでは大舎の頃、幼児を含む24人の子どもを、職員3、4人で見ていた。24人の子どもは2つのテレビのある部屋、3つの居室等いろんな場所に分散していたため、職員は把握が難しかっただろうとc1さんは述べた。またc1さんは、小規模化してからは「ユニットの中で生活は完結しているので、子どもの把握っていうところはしやすくなったかなと…思います」と語った。大舎の頃は、居室だけでなくリビング、食堂等も1つの部屋として完結していたため、職員は子どもの様子を見通すことが難しかっただろう。小規模グループケアになり、Cはリビング、ダイニング、キッチンが仕切られていない空間になったので、職員が子どもの様子を把握しやすくなったといえる。またc1さんは、職員が子どもに「目が届きやすくなった分、子どもも落ち着いたっていうところはあるかな」と語った。

一方でA、Bの職員からは、以下のようなユニットごとに空間が区切られていることの難点も語られた。大舎では1つの建物内で子どもが生活していたので、ある場所でトラブルが起こりその場にいる職員だけで対応できない場合に、他の場所にいた職員がその状況を察知して駆けつける、またトラブルに当たっている職員が他の職員の助けを呼ぶということがしやすかった。しかし小規模グループケアになり、ユニットごとに建物が分かれ生活空間が区別されたことで、他のユニットの職員がトラブルの起こっているユニットの助けに入るということは困難になった。

Bのb2さんは、大舎から小規模グループケアに移行し、職員1人にかかる負担は増えたと考えている。Bでは、1人の職員が1つのユニットの子どもをみなければならないことが大舎の頃も小規模化後もある。職員が1人だけだと子ども1人1人を把握することは難しいとb2さんは述べた。しかしその場合に、大舎では他の職員に助けてもらうことがしやすかったとb2さんは語った。b2さんは、「1人で（責任を）抱えなければいけない大変さっていうものは、こっち（現在の小規模グループケア）のほうがある意味あるかなと思う」と述べた。

b1さんは、小規模グループケアではユニットを超えた職員同士の連携が困難なことにより職員にかかる負担が重くなり、職員が「疲労」してしまうと述べていた。また職員の疲労は、養育を受ける子どもに影響を与えるとb1さんは考えていた。

Aのa1さんは、「一つ棟（ユニット）を隔ててしまうと、そちらで何が起きているのか分かりにくい」という。そのため小規模化してからは、ユニットでトラブルが起こった際、

問題が大きくなって初めてほかのユニットの職員が助けに入ると a1 さんは語った。

ユニットの建物自体が分かれることで、他のユニットからは様子が見えなくなりトラブルが起きた際に他のユニットの職員が助けに行けないこと、そのために 1 人 1 人の職員の抱える負担が大きいことは小規模であることの限界といえる。

第三項 居室の定員の小規模化

A、B、C のいずれも小規模化に伴い、基本的に居室は個室、または 2 人部屋になった。各施設の居室の状況は以下の通りであった。

A の居室の定員は以下のものであった。大舎の頃の居室は 4、5 人部屋だった。小規模化後の居室定員は以下の通りである。本館はすべて 2 人部屋であった。小規模グループケアは全ユニット、2 人部屋が 2 つ、個室が 4 つであった。なお 2 人部屋は年齢の低い子どもが使用する。

B の居室の定員は以下のものであった。大舎の頃は、高校生だと個室もあった。中学生は多くが 2 人部屋であった。小学生だと 3 人部屋もあった。小規模化後の前に 1 つあった小規模グループケアは完全個室ではなかった。小規模化後、小学 2、3 年生以上の子どもが個室を持つようになった。また、地域小規模児童養護施設は、中高生が個室、小学生は相部屋であった。

C の居室の定員は以下のものであった。大舎では、中高生は 2 人定員の居室、その他の子どもは 6 人定員の居室であった。小規模化後は、設計の都合上個室を作ることの出来なかったユニットの子ども、そして幼児以外のすべての居室が個室である。

小規模グループケアにおいて、居室として個室をつくった理由は以下のことだという。3 つの施設に共通していた理由は「落ち着いて」過ごすことの出来る空間をつくるためということだった。A の a2 さんは、「一人一人の落ち着く空間、一人になる空間が必要」だと語り、「自分の時間を大切にしよう」という思いから個室をつくったと語った。B の b1 さんは、個室の居室を「自分一人の時間っていうのを作ることのできる空間」と捉えている。また、他の子どもがいない空間で「落ち着いて」勉強をしたり、また漫画を読んだり、音楽を聴いたり自分の好きなことをする「自分っていう時間」を確保したかったと b1 さんは語った。また b1 さんは、個室の居室で「自分と向き合って成長してほしい」という願いを持っている。C の c1 さんは、プライバシー保護、「落ち着ける場」の提供、「集団生活だと、いろんな物が、皆の物っていうところになっているけれど、やっぱり個別の物っていうところを大切にしていきたい」という。

また B では、多くの居室が他の子どもと共有する居室から個室になったことにより、居室に置く物も変化した。小規模化の前は居室に置くものは皆同じものだった。そして、自分の好きなように部屋を飾りつけすることができなかった。しかし小規模化により居室の個室化が進んでからは、部屋の飾り付けすることが可能になった。実際、子どもは自分の好みに合わせて部屋を装飾しており、子どもによって部屋の風景が異なると b2 さんは語った。

b2さんは、子どもが自身の居室を好きに飾り付けられることについて、「自分の部屋にいたくなる部屋？というのはできる範囲のところで、容認しているので、だから自分の部屋をいなくなって思える部屋にできるようには、なるべくさせているつもり」と語った。部屋を自分の好きに飾りつけできることで居室がよりリラックスできる空間になるだろう。

いずれの施設においても小規模化に伴い、一部は変化していないところもあったが、基本的に居室の定員は小規模化していた。大舎の頃は、1つの建物内に多くの子どもがいたため、子どもの数だけ個室をつくることは困難だっただろう。しかし、小規模グループケアのユニットにいる子どもの数であれば、個室または2人部屋の居室はつくることが可能だと考えられる。そのため居室の定員が小規模化したことは、施設の小規模化によるものと考えられる。

そして、子どもは個室という自分だけのプライベートな空間を確保できるようになった。小規模化によって子どもが個人の領域を持てるようになったことは、小規模化による効果といえるだろう。

第四項 この節のまとめ

大舎から小規模グループケアになり、建物の外観、設備は一般家庭のイメージに近くなった。また空間の見通しがよくなったことで、職員から子どもに目が届きやすくなった。ただ、ユニットごとに空間が区切られているが故に他のユニットの職員との連携がしづらく、職員一人ひとりの負担が重たくなるという弊害もあった。そして、小規模化に伴い居室の小規模化が進み、その結果個人のプライベートな空間が発達したことも小規模化によってもたらされたこととして挙げられる。

第二節 家事

第一項 炊事に関わること

いずれの施設においても、大舎の頃も、小規模化してからも調理は基本的に調理室で調理員によって行われていたということは共通していた。また食事を取る際、大舎の頃は食堂で、小規模化されてからは基本的にユニットで食事を取っていたということも 3 つの施設に共通していた。例外として、A では勤務する職員が少ない朝のみ、子どもは本館にある食堂に集まり食事を取っていた。

A では、大舎の頃も小規模化されてからも子どもが日常の食事の調理に関わることはなかった。しかし大舎の頃、子どもが食堂に行ったらすでに配膳が完了している状態であり、炊事に関して子どもが行うことは全くなかったのに対し、小規模化してからは、子どもは調理以外の炊事には参加するようになった。子どもが行うことは、作られたものを食堂から自分のユニットに運ぶこと、食器を出すこと、作られたものを食器によそうこと、皿洗い、食器の片付けであった。

C は小規模化後、1 階にある調理室において調理員が調理したものが、ダムウエーター（食べ物を運ぶエレベーターのようなもの）によってユニットに届けられるようになった。また、小規模グループケアになり、調理員によってつくられたものをユニットの職員がユニットにおいて温めることをするようになった。子どもの炊事への関与については以下のことがわかった。大舎の頃は調理から配膳まで調理員が行っており、子どもは炊事に参加することはなかった。しかし小規模化してから、子どもは日常の食事作りに関わる機会もできた。例えば、夕食がオムライスだった場合、子どもは卵を焼くという調理を行う。このような場合には、栄養士が各ユニットで行う調理を決定する。炊事以外に関しては、小規模化してから小学生以上は自分の使ったものの皿洗いを行うようになった。また食事前には、皿を並べる、箸を出す、職員が食べ物を盛り付けたものを配膳するといった手伝いを行うようになった。

B では以下のことが分かった。大舎の頃は、子どもは食事後に食器を下げることをしていた。小規模化されてからは、調理員はメインになるものの調理、味噌汁の具材を切ることを行い、できたものをユニットに持ってくるようになった。ユニットでは、調理員が持ってきたメインになるものを温めたり、味噌汁を作ったりご飯を炊いたりする。b2 さんの勤務する男子のユニットは、年齢の高い子だと夕方に外でサッカーをしていたり、部活動をしていたりするため食事の準備時にユニットにいないことが多い。そのため基本的には職員が味噌汁作り、炊飯等の食事の準備を行うと b2 さんは述べた。もしくは、子どもたち皆で誰が何をやるか決め、協力をして一斉に食事の準備、入浴等やらなければならないことを行うと b2 さんは述べた。朝食づくりについては、前日に炊飯器のタイマーをかけることを子どもが頼まれることはあるというが、朝は時間がないためそれ以外は基本的に関わらないと b2 さんは語った。そのため、子どもは毎回調理に関わっているわけではないが、b1 さんは、小規

模化して半年くらいだが小学校高学以上の子はほぼ皆、米を炊く、味噌汁を作るということができるようになったと述べた。

B では小規模化後、子どもは調理以外の炊事に関して、食器洗い、余裕があれば配膳を行う。b2 さんは、子どもは余裕があれば「積極的に」配膳を行うと語っていた。また、B はオールユニット化したのが 2020 年の 4 月であり、子どもが食器洗い等を行うようになってから間もない。そのため b2 さんは、食器洗いは子どもが職員と一緒にいき、やり方を学んでいる最中だと語った。また、トースターやレンジ等の調理器具の使い方という一般家庭であれば小さいころから学ぶことを、子どもは小規模グループケアになり初めて学んでいると b2 さんは述べた。子どもは施設の小規模化により炊事に関わるようになったことで、「自分たちで色々作りたい、やりたい、洗いたい、片付けしたいっていう気持ちが芽生えた」と b2 さんは語った。

B の幼児ユニットでは、箸を並べるといった簡単なことを子どもにさせていた。行う炊事の難易度は子どもの年齢、能力により異なる。また炊事への参加度は子どもによっても異なっていた。B は他の 2 つの施設と比べて、子どもの炊事への参加度は高いといえる⁽⁹⁾。

以上からいずれの施設においても、小規模化して炊事への子どもの参加度は高くなったといえる。なお、子どもは無理のない範囲で炊事に関わっている。

第二項 日常の炊事以外の調理機会

A と C では、子どもが定期的に調理に関わる機会を設けていた。

A では大舎の頃、退所前の子どもにご飯の炊き方を教えるといった特別な機会以外に子どもが調理に関わる機会がなかった。a1 さんは、調理員が衛生管理の点で子どもが調理室で調理をすることを嫌がったため、大舎では子どもが調理に関わる機会を設けることが難しかったと語った。B でも大舎の頃、大舎で生活していた子どもは調理場で「ごくまれに、少しやるぐらいだった」だったというが、その理由について、b1 さんは a1 さんと同様に衛生管理のためだと語った。また語りにはなかったが、子どもが大勢であることによって、一人一人に目が届きにくく指導がしづらいということも理由として推測できる。調理機会が限られていたため、A では大舎の頃に子どもが食材の買い物や調理に関わる経験はほとんどなく、子どもは調理されたものの原型を見ることがなかったと a1 さんは語った。

A では 4 つの小規模グループケア開始時から、月に一回ユニット単位で子どもが食事を作る、「手作りデー」という取り組みが行われるようになった。「手作りデー」では、子どもは食材の買い出し、メニュー決めに参加する⁽¹⁰⁾。a2 さんは「手作りデー」で子どもはどの食材からどんな料理ができるか知り、調理器具の使い方や食器の洗い方等細かいことまで学ぶことができると述べた。a3 さんは「イエロー」の前身の小規模グループケアで行われていた土日祝日の食事の提供⁽¹⁰⁾や、「手作りデー」を行うようになり、ご飯を食べることを「作業」と感じていたり、ご飯は「時間になったから食べるもの」だと捉えていたりした子どもが変化したと感じていた。

その時（「イエロー」の前身の小規模グループケアで土日祝日の食事を作っていたとき）とかも、先生今日は何々食べたいねっていう食の意欲が湧いてきて、先生匂い、すごくいい匂いがしてお腹がすいてきたとか、普通の感覚かもしれないですけど、その五感がすごく敏感というか…ご飯のおいしさを感じたりとか、あとどういう風に作ればいいんだろうとかって。そういうのは本当に「いえ」のように、こう興味関心を持って食べる喜びを感じたりとかするのを見た時に、すごく子どもが変わったなって。何よりも、準備も含めて積極的に、あー僕これ盛り付けをするとか、私じゃあこれ片付けるわーっていう風に言ったりとか。そこはガラッと変わりましたし、あと自分で調べたりとか、退所後に調理関係の学校に行きたいって言う子ども増えたっていうのも、この家事に関わるって言うことがきっかけなのかなって。

子どもは「先生今日は何々食べたいねっていう食の意欲が湧いてきて」、また「すごくいい匂いしてお腹が空いてきた」というように「五感がすごく敏感」になったり、「ご飯のおいしさを感じたり」するようになったと a3 さんは語った。ここからは、自身で調理をしていなくても、職員が調理をする機会を近くで見ただけでも子どもは食への関心を持つようになったといえる。

また、特に月 1 回の「手作りデー」が始まり子どもが調理に関わる機会ができてからは、料理の作り方に関心を持つようになったり、「興味関心を持って食べる喜びを感じ」するようになったりした。準備や片づけに対しても積極的な姿勢をみせるようになった。また、調理学校への進学を選択する子どもの数も増えたことも子どもが家事に関わるようになったことがきっかけだと a3 さんは感じていた。

C では、小規模化し調理に関わる頻度は増えたと c1 さんは感じていた。ユニットごとでの調理機会で見ると、学期に 1 回「調理実習」として、子どもが食材の買い物、調理に関わる機会が設けられている。これは大舎の頃から行われていたが、小規模化してから行われる頻度は高くなった。「調理実習」は子供の意見を取り入れ、栄養士とユニットの職員が相談をして、計画、献立決めをする。調理実習、そして第一項で挙げた、日常の食事の簡単な調理等を含めた子どもが調理する機会は、月に 1、2 回だと c1 さんは述べた。また、「調理実習」を行う目的は、「物の価値」、調理される前の食材を知ることだと c1 さんは語った。「調理実習」では、子どもが包丁で材料を切るときもあるが、人数が多いためにある程度下準備を終えた状態から子どもが調理に関わるが多い。

オールユニット化してからのほうが、より子どもが調理する機会を手軽に取り入れられるようになったと c1 さんは語った。

また C では、施設側が設定する「調理実習」のほかに、子どもが個々で調理する機会があった。これが、同じくユニットごとの調理機会がある A とは異なる点である。夜におやつとしてチャーハンやラーメン等を作る、子どもが個々で行う調理の頻度は、週に 1、2 回程度である。年齢の高い子どもは調理の頻度が高い。小学生は職員に声をかけてもらい、職員と一緒に調理する。子ども個々が行う調理は「調理実習」と異なり、野菜の皮むき等から

全行程に子どもが携わる。このように、子どもが手軽に調理をできるようになった理由の一つとして、各ユニットにキッチンが備え付けられていることがあると c1 さんは述べた。子どもが気軽に調理をすることは、調理室で食べ物が完全に扱われていた大舎では不可能だった。キッチンが子どもの生活空間についたことで子どもが調理に関わりやすくなったといえるだろう。

子どもが調理に関わるようになったことの効果として C の c1 さん、c2 さんは以下のことを挙げた。c1 さんは、子どもがオムライスの卵を焼く、ステーキを焼く等の簡単な調理を行えるようになったことだという。c2 さんは、子どもが調理に関わることの効果について、「目に見えて変わってきた」というほどではないが、子どもは嫌いな食べ物を口にすることが増えたかもしれないと語った。

B は小規模化してから、A、C のように定期的にユニットごとで調理を行う機会はなかった。しかし、寄贈の食品を使った調理、高校生の弁当作りといった機会はあり、子どもが調理する機会は日常の食事以外においてもみられた。b1 さんは、小規模化して子どもが調理に関わる機会は増えたと言っていた。

大舎の頃、B では大舎で生活をしていた子どもは、「ホワイト」を借りて調理の練習をすることがあった。また、調理場で調理を「ごくまれに、少しやるぐらいだった」と b1 さんは語った。その頃は調理の体験として、時々買い物から調理まで行う機会があったという。

B で小規模化後において、子どもが日常の食事以外で調理に関わるのは以下の機会である。寄贈された食品は各ユニットに配られることがあり、各ユニットで子どもの思いを汲んで調理することができる。また基本的に高校生は皆、学校のある日に、昼食用の自分の弁当を作っている。これは B のみで挙げられた子どもの調理機会である。各ユニットに、高校生用の、弁当に使ってよい食材が置いてある。冷凍食品や、余力あれば卵焼きを作る等。b2 さんは、子どもは「こういう野菜が欲しいです」、「ベーコンを使ってこんなものを作りたい」等というと言った。地域小規模児童養護施設の子どものも、高校生は自分で弁当を作る。

b1 さんは、子どもが調理をすることが増えたことによる効果を以下のことだと語った。食を近く感じることで、自立のためになること、調理技術の向上。また b1 さんは、施設で調理をしていたからといって施設を退所して自炊するとは限らないが、「経験」、「社会性感覚」、親になって調理をするようになったときに役立つだろうと言った。

以上から、どの施設でも子どもの調理に関わる機会は増えたといえる。小規模グループケアにおいて子どもの調理機会が増加した理由として以下のことが挙げられる。キッチンが各ユニットに設置されていること、衛生管理がしやすいこと、子どもが小人数であるため大舎の頃と比べて目が届きやすく指導がしやすいこと。これらの理由から、小規模化した施設では子どもが調理に関わる機会が設けやすいと考えられる。子どもが調理に関わることの効果として、職員の語りにもあったように調理技術の向上が挙げられる。

第三項 掃除

A では、大舎の頃は決まった時間に放送が鳴り掃除を行っていた。子どもは自分の居室、廊下や玄関等の割り振られた担当場所の掃除を行っていた。掃除の担当場所は、職員が子どもの年齢を配慮して決定していた。「4 時 45 分に放送が鳴って、だからそれこそ学校みたいな感じで掃除してっていうところはありません」と a3 さんは語った。大舎の頃は、職員が見ているから掃除をするという子どもが多かったと a3 さんは感じていた。

小規模化してからの子どもの掃除場所は居室と風呂だ。風呂は当番制であったり、職員と子どもと一緒に決めていたりするだろうと a1 さんは述べた。a3 さんは、小規模グループケアになり 1 人の職員が見る子どもの人数が減った分、職員が「あ、この子は掃除の仕方がちょっと分からないんだ」と気づくことが増えたと感じていた。その結果、職員が子どもに掃除の仕方を教えやすくなったと a3 さんは語った。小規模化に伴い、A では職員 1 人当たりの子どもの人数が減ったため職員が子ども個々に対応できるようになり、職員は子ども 1 人 1 人の掃除のできていない部分について教えられるようになった。その結果子どもの掃除能力が増したといえる。また、a3 さんはその結果子どもが身の回りのことをできるようになったと実感していた。この語りからは、a3 さんが子どもの掃除能力の向上を実感していることが窺える。

B では大舎の頃、子どもは以下のように掃除に参加していた。平日は、男子に関しては、自分の居室の掃除を学校へ行く前に行っていた。休日は掃除場所を分担して、掃除をしていた。以下は休日に大舎の男子において、b2 さんが勤務していた場合に行っていた掃除の方法である。年齢の高い子どもに関しては、子ども同士に話し合いをさせて掃除場所を決めていた。そのほかの子どもは、b2 さんが子どもの能力や子ども同士の関係を考慮して掃除場所を振り分けていた。職員は心配なところについて一緒に掃除をしていた。

b2 さんは大舎の頃の男子と女子の掃除の参加度、決め方は異なっていたと語っていた。あくまで以上のことは b2 さんの勤務していた男子棟⁽¹¹⁾での掃除の仕方だといえる。

一方で小規模化してからの B の掃除は以下のものであった。休日の掃除は以下の通りであった。「ブルー」は入所している 6 人を 2 人ずつのチームに分け、3 カ所の決まった掃除場所を 1 週間ごとにローテーションして行う。「ネイビー」は、子ども同士が話し合いをしてそれぞれの掃除する場所を決める。幼児ユニットでは基本的に職員が掃除を行い、子どもはゴミ拾いや玄関掃きの手伝いのような簡単なことをする。自分の居室を掃除することは大舎の頃から変わらない。ちなみに、「ブルー」に入所する子どもは「ネイビー」に入所する子どもより年齢層が低い。

大舎においても、小規模化してからも、b2 さんの勤務する男子のユニットである「ブルー」、「ネイビー」における掃除場所の決め方は、年齢の低い子どもに関してはトップダウンで決定されていたが、年齢の高い子どもに関しては、子ども同士が話し合いをして自分たちで掃除場所を決めていた。B においては、年齢の高い子どもたちは民主的な方法によって掃除場所を決定しているといえる。

Cでは、大舎の頃は基本的に職員が掃除をしていた。ただ、居室にあった、子ども個々に与えられた棚や筆筒のようなものに関しては、子どもが自分で日常的に片づけや掃除を行っていた。また大舎の頃、月に2度、子どもが決まった日に掃除をする機会が設けられていた。その日に子どもは、当時敷地内にあったグラウンドのゴミ集め、建物内の雑巾がけ等を行っていた。

Cでは小規模化してからも、掃除は基本に職員が行っている。子どもは掃き掃除、リビングをワイパーシートで掃除することを暇なときに行う。子どもの掃除への参加は強制的ではないといえる。しかしc1さんは、小規模化してから、生活をする施設は大切にしようという考えの基、自主的に手伝いをする小さい子どもが増えたと感じていた。

第四項 洗濯

Aでは、大舎の頃から子どもが自分のものを自分で洗濯をしていた。それは小規模化してからも変わらない。子どもは「洗濯棟」に洗濯物を持っていき洗濯を行う。

Bでは、大舎の頃は「洗濯場」という場所があり、洗濯物をそこまで持っていった。中高生は自分で洗濯をしていた。小学生くらいの年齢の子どもに関しては、職員が洗濯機を回し、干す作業もほとんど職員がやっていたため、子どもが洗濯に関わることがあまりなかった。

Bでは、小規模化してからの洗濯への子どもの関わり方はユニットによって異なる。洗濯機は各ユニットに設置されている。b2さんのユニットの勤務する、「ブルー」、「ネイビー」では以下のように洗濯が行われている。所属する子どもの年齢が低い「ブルー」では、平日の場合子どもが学校に行っている時間に職員が洗濯を行っている。そのため子どもの参加はない。しかし、休日は子どもに洗濯を手伝ってもらおうとb2さんは語った。b1さんは、小学生は小規模グループケアになって洗濯への関わりが増えたと言った。また「ネイビー」では、何人かの洗濯物を一度にまとめて洗う方法をとっている。洗濯物は夜に洗って干す。b2さんは、「ネイビー」の子どもは「自分たちで（洗濯を）やりたいみたいで、（洗濯物を）触られたくないって言う」と述べた。「ネイビー」の子どもは自分たちで協力して洗濯物を洗う、干す作業を行っている。休日の朝には、子どもたちが協力して、シーツを洗ったり布団を干したりする。b2さんは、「子どもたち（自身）で（洗濯を）やっているっていうのは多分『ネイビー』くらいですね」という。「ネイビー」の子どもは、職員に促されているわけではなく、子どもたちが協力して自主的に洗濯を行っている。

Cでは、小規模化の前も現在も基本的に洗濯は職員が行っている。ただ、高校生くらいの施設の退所が近くなってきた子どもは、大舎で生活していた子どもでも、併設していた前小規模グループケアで生活していた子どもでも自分で洗濯をしていた。これは小規模化してからも変わらない。また小規模化してから、中学生以下の子どもにおいても、自身で購入した洗剤等を使用したいという意向から自主的に洗濯する子どもは増加したとc1さんは語った。

Bの「ネイビー」の子ども、またCの中学生以下の洗濯を行っている子どもは、職員に促されるわけではなく自主的に洗濯をしており、生活能力の高さ、身辺的自立度の高さが見られる。

第五項 この節のまとめ

施設の小規模化に伴い、程度の差はあるもののいずれの施設においても、子どもの家事能力は増したといえる。そして、それを支えているのは小規模グループケアが持つ空間の要素である。特に炊事においては、小規模化に伴い各ユニットにキッチンが付いたこと、職員から子どもに目が届きやすく指導がしやすくなったことかで、子どもの炊事の頻度が増したといえるだろう。

掃除、洗濯に関しては、同じ施設であってもユニットによってやり方が異なっていた。

第三節 日課、規則の柔軟性

「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために」では「小規模化の意義」として「日課や規則など管理的になりやすい大舎制と異なり、柔軟に運営できる」ことが挙げられている（厚生労働省 2012b:6）。子どもが小集団になったことで、日課や規則を柔軟に運営できるようになったのだろうか。

A、B、C いずれの施設においても日課、規則は大舎の頃と比べて柔軟になったという職員の語りがあった。ただ、A の a3 さんはあくまで「ベースを大切にしながら」柔軟な対応をしているとっており、B の b1 さんは、生活が乱れない範囲で柔軟に対応していると語っていた。つまり A、B では、基本的には日課を尊重した上で柔軟に変えられる部分を変えているといえる。一方で C の c2 さんは、C では日課、時間の枠で決める部分を少なくしようとしているところもあると語っており、他の 2 つの施設とは考え方が違うようにも感じられた。

ユニットごとの柔軟性として挙げられたのは以下のことであった。A では、主に食事の時間を柔軟にしていた。a3 さんは以下のように語った。

数人が、ちょっと今日ご飯を急いで食べないといけないから皆ちょっと早くしようか、じゃあその分これだけ遊べるからどうかなっていうのを、子どもと話しながら…何か決めることはありますけれども、たっておむねのこのラインっていうのはどこの棟であってでも、基本は同じ権利があって同じ自由さがあってっていう、そこは崩す、崩さないようにということはあるので、ベースを大切にしながらも各棟の中で、じゃあ今日皆で例えば夜ちょっと行事に行くから（食事を）ちょっと早めにしようかっていう程度ではありますね。

「夜ちょっと行事に行くから（食事を）ちょっと早めにしようかっていう程度ではありますね」と a3 さんは語った。また a3 さんは、日課の多少の変更はあるが大幅に変えることはないとも語っていた。以上の語りから、A における日課の柔軟性は大きいものではないとわかる。

また A では、入浴に関して以下のことがいえる。大舎の頃は、部屋単位で子どもがまとまって大きな浴場に行き、入浴をしていた。しかし、小規模グループケアになり各ユニットに浴室ができると、子どもが交代で入浴するようになった。大舎の頃のように決まった時間に入るわけではないので、個人の状況に合わせて入浴できることが推測できる。入浴の例から、大舎から小規模グループケアになり、行動する際の単位が部屋単位から個人単位に変わった部分があることがわかる。聞けていないが、他の施設においても同様のことはあり得る。

B では、女子のユニットは早く食事を取るが、男子は外で運動をしてからご飯を食べるので、男子のユニットはその分食事が遅くなることがある。また、行事のために動きが日課より遅くなることは、「けっこう当たり前にある」と b1 さんは述べた。b2 さんは、おやつは 15 時半と「日課表」には入っているが、その時間に子どもが外に遊びに外に行っていれば

夜にすると述べた。また、男子はサッカーを 18～18 時半頃までして 21 時の消灯時間まで時間が少ないということがある。その場合には、サッカーをした後に一気にすべきことを行くと b2 さんは語った。これらから B では、逐一日課に従って生活をしているわけではないことが窺える。b2 さんは、「そのユニットの生活に、合わせて柔軟な、対応をしているって感じですかね」と語った。年齢等が異なると子どもの生活スタイルも異なるため、日課から外れて行動する部分が違うのだろう。

C では、生活スタイルによって日課を守ることが難しい場合には柔軟に対応すると c1 さんは語った。c2 さんは柔軟に変える部分はコロナ下以前であれば、公園に行く、ピクニックに行くといった、ユニットでの外出の場合に帰宅の時間の融通を利かせるという部分が柔軟だったという。

また c1 さんは以下のようにも語った。

(小規模化してから、職員が子どもと)一緒に遊ぶようなことも多くなったかなと思いますし、やっぱり大舎だと、集団を動かしていかないといけないというところもありました。その中で業務をこなすということもあったので、より日課に柔軟性を持たしている分、そういったところで、子どもに対応できる時間は増えたのかなと思います。

c1 さんの語りからは、大舎の頃には集団の子どもを動かす必要があったため、職員は子どもと一緒に遊ぶといった子どもとの関わりを持つ余裕は生まれにくかったということが窺える。小規模化して、子どもに対応できる時間が増えた。日課の柔軟性も子ども一人一人に対応する時間が増えたことにつながるといえるかもしれない。

個々の子どもの柔軟性としては以下のようなことが挙げられた。A ではアルバイトが終わってからその子だけ日程から外れた時間に食事を取るという対応がされる。友達と遊ぶといった外出も事前に申告すれば大丈夫だと a1 さんは話す。これは大舎の頃も認められていた。しかし、どこまで認めるかの判断が難しかったと a1 さんは語った。小規模化してからも、子どもの個々の用事によって認められる部分は大幅には変わっていないが、子どもと職員のやり取りによって多少は柔軟になっただろうと a1 さんは語った。

また a1 さんは、A では大舎の頃、集団だと皆が納得するような一律の対応をしないとできなかったと語った。例えば、ご飯を残す際には体調が悪いといった分かりやすい理由がないと残しにくかったと a1 さんは述べた。それが小規模化においては、正当な理由がなくても苦手なものを少なくつぐといった対応の余地もあると a1 さんは語った。c1 さんも、小規模化して子どもの集団が小さくなったことで、「周りの目を気にするということでは、より柔軟に対応がしやすくなったかなと思います」と、a1 さんと同様のことを述べた。

B では個々の事情への対応は、大舎の頃から変化はないと b1 さんは語った。大事な友達との送別会、部活動は個々で対応される。ただ、何でも認められるわけではなく、内容によって職員が判断をしていると b1 さんは語った。また B では寝る時間に関しては、目安とし

て「大まかな時間」を設定しているが、部活動のために帰宅が遅い高校生、テスト期間の子どもは規定の時間より遅く就寝することが認められる。

そして B では、大舎の頃も小規模化してからも用事のある子どもに関しては、規定の時間と違う時間に食事を取るという対応がされる。しかし、小規模化によりこれに関しても柔軟に対応がなされるようになった。大舎の頃の食事は、調理員が決まった時間に調理したものが出されていた。そのため帰りが遅く規定の時間に食事ができない子どもに関しては、保温庫に入れられたものを帰ってきたから食べていた。小規模グループケアになり、調理員はおかずを作るだけでユニットの職員が調理を行えるようになったため、何時になっても温かい状態でご飯が食べられる。これは、小規模グループケアの建物内にキッチンがついたことによる利点だといえるだろう。

C では、事前に申請をして許可が下りれば外出は認められる。c2 さんはコロナ以前であれば友達と外出して映画を見に行くといったときに帰る時間を柔軟にしていたという。友達と外で遊ぶ際に夕食は取り置くことは可能である。また、高校生の子が食事後、外へ体を動かしに行くことは認められる。

以上では、小規模化によって、日課や規則が柔軟に運営できるようになった点について述べた。上記には、日課や規則を柔軟に運営できるようになったことの利点が多く挙げられていた。しかし「柔軟に運営できること」が利点ばかりかというところではないと考えられる。日課に従って行動すれば思考することなく動けることに対して、日課、規則から外れて行動する場合には職員がその度にどの程度時間をずらすか、どの程度規則から外れるか考えなければいけない。そのため管理的に運営をしていた大舎より、柔軟になった小規模化後のほうが職員の考えなければいけないことは多くなる。また、どこまで日課や規則を柔軟にするかという判断も困難である。

以上のことから、本節では以下のことがいえる。A、B、C のいずれの施設においても小規模化して大舎の頃と比べて日課、規則が柔軟になった部分が見られた。「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために」で「小規模化の意義」として挙げられている「日課や規則など管理的になりやすい大舎制と異なり、柔軟に運営できる」(厚生労働省 2012b:6)ということは当てはまる。

では、施設を柔軟に運営できることでどのような効果があるのだろうか。効果は、不公平さを気にした一律な対応にこだわらなくてもよい部分が増えたことだといえる。また、集団を動かす必要がなくなったことで、子どもに対応する時間が増えたことも効果として挙げられるだろう。

第四節 子ども同士の関係性

第一項 子ども同士の関係性

A の a3 さんは大舎の頃と小規模化してからを比べて以下のように語る。大舎の頃は、子どもは他の子どもとの関わり方が分からず、集団でまとまって一緒にいることは少なかったと a3 さんは感じていた。ただその中でも女子はまとまって一緒にいることが多かったが、その場合には年齢の近い子どもと一緒にいたわけではなく、小学校低学年から中学生までの幅広い年齢の子どもと一緒にいた。年齢の違う子ども同士の関わりについて、「共通のやっていることや、遊びでなくても（年が上の子どもが下の子どもを）世話するっていう部分においてでも関わりっていうものは」あったと a3 さんは語った。

小規模化してからは、縦割りということもあるため「自然と同年の子というよりか、やはりその棟でこう固まったりとか話したりっていうのは、あります」と a3 さんは述べた。同じユニットの子ども同士の関係は濃いかという筆者の質問に対し、a1 さんはそうだと答えた。空間が狭いために同じユニットの子ども同士の距離が近いと a1 さんは考えていた。しかし a3 さんは、子どもは固定の子といつも一緒にいるということはないと語っており、小規模化により子ども同士の距離が近くなっても一緒に行動するとまではいえないかもしれない。

以上の、小規模化して 1 つのユニットの子どもの数が減り子ども同士の距離は近くなった、他のユニットと同じユニットの子どもへの関係性の濃さは異なるが、固定の子どもといつも一緒にいることはないという語りからは、A においては、目に見えて子ども同士の関係性が深くなったとはいいい切れないと考えられる。

子ども同士の関係性は、同じ施設の職員であっても捉え方が異なる場合があり、職員によって捉えられ方は様々であることがわかった。中でも B の b1 さん、C の c1 さんは以下のように語った。b1 さんは、子ども同士の関係性は「助け合わないといけない」きょうだいという意識もあるが、それよりも先輩／後輩という意識の方が強いという。この語りから、子ども同士は同じ施設で生活している仲間のような意識を持っているといえるかもしれない。また、先輩／後輩という意識も持っているだろうという b1 さんの語りからは、子どもの間に上下関係が存在していると b1 さんが捉えていることが読み取られる。

c1 さんは、年が離れていると年下の子どもは年上の子どもを「上のお兄ちゃん」と捉えていると考えている。ここでいう「お兄ちゃん」とはきょうだい関係の兄ではなく、近所の「お兄ちゃん」といった親しい年上という意味合いだろう。「やっぱり子どもたちにとって家族っていうと血の繋がりのある人たちがイメージされるので、やっぱり施設内で過ごしていても、きょうだいとか、家族っていう感じにはちょっとならないかなと思っています」と c1 さんは語った。c1 さんは血縁関係がない子ども同士の関係性はきょうだいにはなり得ないだろうと考えている。

また c1 さん、c2 さんは年齢の近い子ども同士の関係性が友達のようにであると語った。c2 さんは筆者の、子ども同士の関係は友達関係とは違うのかという問いに対して、「やっぱり（同じユニットだと）仲良くは、なりやすいかなとは思うので、同じ小学生の集団であれば、その中で、友達のように仲良くする子が多い」と答えている。

第二項 縦割りが持つ意味

A と C はユニットを縦割りによって編成していた。同じ縦割りであっても、2 つの施設の縦割りにおける子どもの関係性に対する職員の捉え方は異なっていた。

A で現在のユニットが縦割りで編成されている理由を、a1 さんは以下のようにいう。年齢の低い子どもは手がかかるため、ユニットを同年代の子どもで編成すると、年齢の低い子どものユニットの職員は仕事量、負担が大きくなるためだという。ユニットを縦割りで編成する際、子ども同士の関係性がきょうだいらしくなるだろうということは編成のとき意識されていなかったと a3 さんはいう。

縦割りのメリットについて a1 さん、a2 さん、a3 さんの 3 人とも共通して挙げていたことは、子どもが自分より年下の子どもの「世話をみる」こと、そのことによって年下の子どもに慕われる、頼られるということだ。

a2 さんは「年下の子に優しくするって気持ちがどんどん育ってきています」という。具体的には、子どもが年下の子と「面倒くさいけどお風呂一緒に入ってくれ」という。小さい子どもは自分より年齢が上の子に対して「お兄ちゃんみたいな感じで慕っている」という。

a1 さんは、縦割りで年齢の離れた子ども同士が接することにより以下のことが見られるという。

世話をするといいそういう、優しさを出しやすいというか、圧倒的に上のほうができるよね。うーん、できるから、世話をすることで、どういふ頼られるというか役割というか自己肯定感みたいなものも上がったというところ。

a1 さんは小さい子どもの世話をすることで、年上の子は「頼られる」こと、小さい子どもの世話をするという「役割」を持ち、その結果「自己肯定感」が上がったという。これは縦割りによる効果といえるだろう。また a1 さんは、大舎のときよりも小規模化してからのほうが、子どもが自分より年下の子どもの「面倒を見る」機会が「圧倒的に多くなった」と感じている。これはユニットが縦割りで編成されており、異年齢の子どもが同じユニット内にいることに加え、1 つのユニットにいる子どもの数が少ないこと、生活空間が狭いことで、年上の子は自然と年齢の離れた子どもが目に入りやすく、面倒をみるようになったからではないだろうか。そうだとすれば、小規模化してから年上の子が年下の子どもの面倒をみるが増えたということは、ユニットが縦割りで編成されていること、そして小

規模化によってもたらされたといえる。

a3さんは、ユニットを縦割りで編成する際、子ども同士の関係性がきょうだいらしくなるだろうとは意識していなかったが、「(下の子は) 上の子を慕って、上の子は下の子の面倒をみるっていうことは自然と、それこそ…きょうだいのような感じで助け合うっていうところはもちろんあったと思います」と語った。異年齢の子ども同士が同じユニットで生活することで、自然と子どもたちは疑似きょうだいのような関係性を気づいたと考えられるだろう。

一方、Cで、縦割りでユニットを編成されている理由についてc1さんは以下のように語った。近い年の子どもを同じユニットに集めると、誰が施設内で力を持つのかとって力関係が発生してしまうという問題がある。また、きょう代いは同じユニットで養育した方がよい。以上の理由からユニットを縦割りで編成したため、ユニットを縦割りで編成することで子どもたちの関係性がきょうだいしくなるだろうということは考えていなかったとc1さんはいう。また、c1さんは縦割りであるからといって子ども同士の関係性はきょうだいのようにならないと考えている。これはAのa3さんとは異なる考え方である。

第三項 この節のまとめ

子ども同士の関係性は職員によって捉え方が様々であった。子ども同士の距離が縮まったという語りも見られたが、小規模化により子ども同士の関係性が変わったとはいいい切れないだろう。

また縦割りでユニットが編成されている施設の中には、以下のような子ども同士の関係性がみられる場合があった。年上の子どもが年下の子どもの世話をする、面倒をみる。年上の子どもが年下の子どもに頼られる。多くの職員が子ども同士の関係性ときょうだいとの類似を認めはするが、強く意識されているわけではない。また、きょうだいとの類似を認める職員であっても、普段から疑似きょう代いの関係を意図して子どもの養育に当たっているわけではない。

第五節 子どもと職員の関係性

第一項 子どもの職員に対する認識

A では長年、子どもの職員に対する呼び名は「先生」であった。しかし、小規模化したのと同時期頃に施設から「先生」という呼び名は強制しなくなったという。これは、長く働いていた職員の退職に伴い、職員の入れ替わりがあったことや新しい考えが入ってきたことの影響であると a1 さんは述べた。また a1 さんは、「先生」という「呼び方から一歩なにか（子どもと職員の間）に溝？があるという線がある」から呼び名を変更することになったとも語った。小規模化によって呼び方の変更が言われるようになったという意識を a1 さんは持っていなかった。

「先生」という呼び名が強制されなくなってからの職員の呼び名は、「先生」、あだ名、ニックネーム、職員の下の名前に「ちゃん」をつけた呼び名等である。a3 さんは、長く施設にいる子どもに関しては「先生」という呼び方が「当たり前」なため、「先生」という呼び名を「ニックネームじゃないですけども近い関係というところで」呼ぶ子どももいるという。この語りから「先生」という呼び名は、a1 さんが言う「溝」や「線」を子どもと職員の間につくる呼び名であると必ずしもいえないと考えられる。

C の c1 さんは、子どもはユニットの職員を「親代わりの人」と捉えているだろうと語り、c2 さんは「あくまで保護者の代わりとしてみてくれている存在」と考えているだろうと語った。

c1 さんは、子どものユニットの職員に対して持っている愛着は強いと感じていた。「大舎のときは、やっぱり見る職員がたくさんいたので（対象がはっきりしていなかったけれど）、（小規模化してからは）自分のユニットの先生っていうところで、より対象がはっきりしたという感じはあるのかなと思います」と c1 さんは語った。関わる職員の人数が減ったこと、そして他のユニットができたことで「自分のユニット」の職員という意識ができ、子どもの自分の養育に当たる職員に対する愛着が増したと考えられる。

また、ユニットの職員が子どもにとって「親代わりの人」である一方、他のユニットの職員は「施設の先生」という認識だろうと c1 さんは語った。ここからは、C において、ユニットで自分の養育に当たっている職員とそれ以外の職員に対する認識は異なる可能性が推測される。

B では、子どもの職員に対する呼び方は「先生」である。b1 さんは、子どもの職員に対する認識について「退所した子どもとか見ても、先生って呼んでくれながらも、親の代わり、存在だったよっていう感じで言ってくれる子も多い」という。この語りから、呼び名が「先生」であっても子どもは職員のことを「親の代わり」と捉えており、呼び方に対応した認識をしているとは限らないと考えられる。

以上のことから、A、B、C のいずれにおいても、子どもは職員のことを「親代わり」と認識しているだろうと職員が捉えていることがわかった。

第二項 担当制

担当制とは、田中（2018:41）によると、入所から退所まで子どものケアを中心に行う特定の職員や子ども集団を可能な限り変えずに担当することである。A では大舎の頃は居室ごとに担当があり、一人の職員が4, 5人の子どもを担当していた。それが小規模グループケアになると、一人の職員がユニット内の2, 3人の子どもを担当するようになった。C においても、大舎の頃も小規模化してからも担当制が取られている。

子どもにとって担当の職員は「親代わり」であり「一番近い職員」だと a1さんは話す。大舎の頃も小規模化した今も子どもにとって「一番近い存在」である担当職員だが、a1さんは、「今は昔の部屋担当が棟の職員というところになっていると思う」と述べる。この語りから、大舎の頃に「一番近い職員」であった担当の職員と同等の職員が複数人いると考えられ、A において子どもと職員の関係性は濃くなっているといえるだろう。小規模グループケアになり、職員と子どもの比率が変わったことで職員と子どもの距離が大舎の頃に比べて縮まったため、ユニットの担当の職員は大舎の頃の担当の職員と比べてもより近い存在であると考えられる。a2さんは担当している子どもとの関係について「ずっと一緒にいればちょっとずつ信頼関係は芽生えてきている」と話す。一人の子どもに対応できる時間が長い小規模グループケアのほうが担当の職員と子どもとの距離が縮まるといえる。

なお A では調査時、8人定員の「ゴールド」と「パープル」には、それぞれ3人、6人の子どものみが入所していた。よって、上限の8人が入所している場合と比べて、調査時の「ゴールド」と「パープル」では、職員一人当たりがみる子どもの数が少ない状況だった。よって「ゴールド」と「パープル」では、施設の小規模化に加え、入所している子どもの数が上限より少ないため、より職員と子どもの距離が縮まっているという面もあるといえる。

第三項 この節のまとめ

小規模化して、自分の養育に当たるユニットの職員、その中でも特に担当職員との距離は大舎の頃と比べて縮まったといえる。ただし、職員と子どもとの距離が縮まっても職員に対する呼び方は多様である。

第六節 個別性

「個別性」は、藤間（2017a: 7-8）によると、「特定の大人との愛着関係の下で、子ども個々のニーズに対応すること」である。集団生活の大舎から子どもが少数の小規模グループケアになり、1つの生活空間にいる子どもの人数は減った。このことにより、個別性はより保障されるようになったのだろうか。

第一項 大舎、小規模グループケアにおける個別性の保障

大舎における個別性の保障に関して、Aのa1さんは「別に大舎でも（個別性の保障が）できないわけではない」と述べた。Aでは大舎の頃、「（職員と子どもが）一对一の時間は定期的に持たないといけない」という考えの基、一对一で子どもに声掛けをすることや、「応援面談」と称して子どもの困りごと等を、特別に場所を設けて担当職員が話を聞く機会を設けていた。a1さんは「本音とか弱みとかやっぱり他の子の前では絶対強がる（から言えない）」と語った。

Bにおいても同様の語りがあった。b1さんは、大舎の頃Bでは、「意図的に、個別に関わったり、個別の空間っていうのは工夫しては作ったりはしていた」という。「集団での関わりと個別の関わりっていうものを、上手にやっていくのも、今もそこまでは変わっていないと思う」とb1さんは考えていた。Bでの大舎における個別での関わりの例としてb1さんは以下のことを挙げた。2、3人定員であった居室に他の子どもがいないとき、職員と子どもの一对一で話す。職員が体調の悪い子に対し重点的に関わる。時にはテレビを観るとき、隣に座っている職員と子どもは個別で話をすることができた。この場合、周りに人がいる空間だと子どもによっては職員に伝えたい重要なことがあっても他の子どもの前で話すことを躊躇するため、個別性の保障に適切な環境だとはいえないだろう。

以上から、大舎の頃であっても個別性に配慮はされていたことがわかる。藤間（2017a: 8）でまとめられている、戦争後の日本で一貫していられてきた、施設における集団生活は個別性の保障に適していないから施設を小規模な形態に変えるべきだとする主張は、こうした職員の配慮や努力を無視しているのではないだろうか。

ただ大舎においては、他の子どもがいない空間、個別の時間の確保が難しく、小規模グループケアと比べて個別性の保障が困難であることは確かだといえる。Aのa1さんは、少ない人数での関わりは大舎より小規模グループケアのほうが「圧倒的に」できるようになったと考えており、Bのb1さんも大舎で子どもに対し個別な対応をするためには「工夫はあるかな」と語っていた。またCのc2さんも大舎の頃は、「職員がどれだけ一日の中で、特定の子どもの対して時間を取ってやれるか、というような取り組みで（個別性を）保障していくしかなかった」と語った。

小規模化してからの個別性の保障については以下のように語られた。Aが小規模グループケアになってから勤務をしているa2さんは、小規模グループケアでは「限られた子供とコミュニケーションとることができるので、子どもも多分（職員に）話しかけやすいし職員

も子どもと話しやすいのかなと思います」と語る。

a3さんは、小規模化したことで、「子どもの抱えている問題」が「目に見えるように」なった、「大舎に比べてすごくはっきりわかりやすくなった」と感じている。「問題がすごく明確になる」ことで、a3さんは個々の子どもに必要な支援や関わりが分かり、「個々に合わせた自立支援を含めた日々の支援っていうのがすごく手厚くできるかなって、いう風なことはありますね」という。a3さんは子どもの抱える問題が明確に分かるようになったことを良いことだと感じていた。

Bのb1さんは、現在の小規模グループケアでは、個別性が保障されていると感じており、「個の空間っていうものを、確保できたことと、個別的に関わることのできる環境が用意できたので、(個別性の) 保障はできたとは思いますが」と語っていた。

Cのc2さんは「今はユニットの規模っていうものが小さくなったので、自分の担当する、もしくは個別での関わりが必要となる子どもに対して目が行き届く。そのため、支援がしやすい部分があるのかなと思います」、また「自身の個室であるとか、また子どもの生活する(空間の) 規模っていうものが小さいので、子ども個々の必要とするニーズに一人一人丁寧に寄り添って対応がしやすくなった」という。

第二項 おとなしい子どもに対する対応の変化

大舎の頃においては、「おとなしい子」や「手のかからない子」について個別な対応が手薄であったことがAのa3さん、Cのc1さんの語りから窺えた。

Aのa3さんは、大舎の頃、職員の仕事の忙しさを考慮する子どもやおとなしい子どもが、自分の感情や思いを表に出すことを遠慮することがあったという。しかし小規模化して少人数になったことで、おとなしい子が思っていることを職員に出しやすくなったとa3さんは考えていた。このことによりAにおいては、おとなしい子どもの抱える問題が明確になり、職員が支援を行えるようになるという効果があるといえるだろう。これは小規模化してユニットの子どもの人数が減ったことの効果だと考えられる。

一方でCのc1さんは、大舎の頃、「手のかからない子」に対する職員の対応が薄くなってしまっていたと語った。集団が小規模化したことによって、「手のかからない子」に目を向けていこうという意識が職員の中に出てきたとc1さんはいう。c1さんは大舎の頃において、個性が保障されていないことはなかったと考えているが、この問題が大舎の頃にはあったと語っている。

Cでは、大舎の頃は、職員1人に対して6～8人の子どもがいた。小規模化してからは幼児を除いて考えると、各ユニット職員1人に対して、約5.3～6人の子どもがいる。多少みる子どもの数が減ったこと、そして職員は基本的にユニットに固定でつくため、特定の8、9人の子どもを見ることになる。24人の子どもを3、4人の職員でみていた大舎より一人一人の子どもにまんべんなく目が届くのではないだろうか。子ども一人一人により目が届くようになり、今までは対応が薄くなってしまっていた「手のかからない子」に対して対応が

できるようになったと考えられる。

第三項 この節のまとめ

大舎において、職員の配慮していたため、個別性が保障されなかったというわけではない。ただし、小規模化によって個別性の保障がしやすくなったと語る職員が本調査では多かった。また小規模化してから、おとなしい子ども、手のかからない子どもにまで目が届きやすくなったという語りもあった。小規模グループケアでは、1つのユニット内の子どもの人数が少ないため、個別対応に適切な閉鎖空間、職員と子どもが一对一で関わることの出来る空間を作ることの出来る機会が多いといえるだろう。

第七節 家庭性

本節では、職員が考える「家庭的」であることを知ることで、家庭的という言葉が何を指すのかを検討する。

まず多くの職員が共通して語ったことが「ハード面」つまり建物の概観や設備等、そして子どもが少人数であることだ。小規模化してからの施設のハード面を家庭的と語ったのは、A の a1 さん、a3 さん、B の b1 さん、そして C の c2 さんである。b1 さんは直接、ハード面が家庭的になったとは語っていなかったが、小規模化によって子どもが将来持つ家庭のイメージを作りやすくなったと感じるかという問いに対し、ハード面が大舎の頃と異なるために、イメージは作りやすくなっただろうと語っていた。そのため、b1 さんは小規模グループケアのハード面が家庭的と考えているといえるだろう。また、子どもが少人数であることが小規模化による家庭的なことだと語ったのは、A の a1 さん、a3 さん、そして B の b1 さん、b2 さんである。

以上の 2 つのこと以外で家庭的だと語られたことは以下の事柄である。a1 さんは、子どもの自分たちの棟という意識が強いことを家庭的であると語った。

また A の a2 さんは、月に 1 回の「手作りデー」で「子どもと大人が何食べたいかを考えて一緒に買い物に行って、調理をして（ご飯を）食べる」ことを家庭的だと感じていた。また、食事の際に揃っていただきます、ご馳走様の挨拶をすること、子どもと職員と一緒に食事を取ってその最中に、子どもがその日の出来事等を話すことも家庭的だと a2 さんは感じていた。a2 さんは、虐待を受けた子ども等はおそらくこれらのことを家庭で経験してこなかっただろうといい、施設において a2 さんの挙げたことを経験することにより、子どもが「家庭ってこういう感じなんだな」とわかるだろうと考えていた。

B の b1 さんは以下のように語った。自分の居室、みんなで集まるリビングがあることが家庭的である。ここでいう自分の居室とは、大舎の頃と比べて定員が少なく、個人の領域が確保される空間を示しているといえるだろう。またキッチンがあり、そこで職員と子どもが調理をして、「ご飯を作っている合間に、1 人の子は風呂に入ってきて、洗濯ができて、皆で洗濯物を干そうかみたいな、そういう普通の家庭の育みといえは育み」だという。

「普通の家庭」にある、設備や空間があること。そこで生活をおくることが、小規模グループケアの家庭的な点だと b1 さんは考えているといえる。

b2 さんは以下のように語った。

行ってきます、行ってらっしゃいって、ただいまってやってあげられることもそう（＝家庭的）だし、あったかいご飯を出して、一緒に食べられること（も家庭的だと思う）。どの時間でも。部活で遅くなってきて、1 人とか 2 人で食べるのではなく一緒に食べ、常に、職員の近くで何かが行えること。テレビを見るところでもそうだし、ご飯を食べたりみんなでちょっと愚痴を言ったり文句を言ったり、嬉しい話や楽しい話を、そこで、一緒に聞いてあげられる時間があるし、個々の（子どもに）合わせた時間によって職員も動いてあげられること、そういうのはすごく一家庭的だなって思う。

以上の語りからは、b2 さんが以下のことを小規模グループケアの家庭的なところだと捉えていることがわかる。学校への送り出し、帰宅時の迎え入れができること。温かいご飯を出して、一緒に食事ができること。これについて詳しく説明すると、B では大舎の頃、米は大きな釜で炊いたものをおひつに移して各テーブルに配られていた。味噌汁も同様に大きな鍋で作ったものが小鍋に移して各テーブルに置かれ、そこから自分たちでよそっていた。おかずも出来立てではなかった。それが、小規模グループケアになり米はユニットで炊かれ、味噌汁もユニットで作られ、料理の仕上げ等もユニットで行うようになったため、料理が温かいうちに食べられるようになった。現在では子どもの食べる量は安定したが、小規模グループケアになった最初の頃は、子どもの食事量が増えたと b2 さんは感じていた。そして、大舎と異なり、子どもが養育されるユニットの建物にキッチンがついたため、どの時間でもレンジ等でご飯を温めることができるようになった。そのため、部活動等のために、食事の時間に間に合わずその後に食事を取らなければいけない子どもも温かいご飯を食べられるようになった。部活動のために帰宅が遅くなった子どもが 1 人で食事を取るのではなく、一緒に食べられるということは、おそらく食事を取る場所が変わったことが原因だろう。大舎の頃は食堂で食事を取っていたため、食事の時間から外れて食事をする際には食堂で、1 人で食事を取っていたことが考えられる。小規模化してからは、ユニットのダイニングで食事をしており、他の空間と離れていないため、職員は他の仕事をしながらでも食事する子どもの側にいることができるのだろう。

また、常に職員の近くで何かを行えることも b2 さんが挙げていたが、これはユニットの空間が狭いことが理由として考えられるだろう。テレビを見ているとき、食事のときに職員が子どもの話を聞く時間があるということも b2 さんに挙げられた。食事の際、大舎の頃はおそらくご飯を食べ終わる時間が今より明確で、職員が子どもの話を聞くという雰囲気になりにくかったのではないだろうか。

C の c1 さんは、小規模グループケアは家庭に近いと感じる点を 3 つ挙げた。1 つは、子どもと職員が一緒にご飯を作る点だ。大舎と異なり、キッチンが各ユニットに備え付けられている小規模グループケアになり、調理をする機会ができたといえる。2 つは、子どもと職員の距離が近くなり、子どもからの意見が多く出るようになった点だ。特定の職員と子どもが関わり、関わる時間も長い中で信頼関係が深まり、子どもは職員に思いを伝えやすくなったのだろう。これは、子どものニーズが職員に把握されやすくなり、子どものニーズを実現しやすくなるということにもつながるだろう。3 つは、「職員と共に生活をするっていうところがより身近になった」点だ。大舎と比べて生活空間が狭い小規模グループケアでは、職員が近くにいる時間が増えたのだろう。

以上に、職員が感じる小規模化してからの家庭的なところを挙げたが、小規模でなくても家庭的といえるところはあるという意見、または家庭的であるということについての批判的な意見も多く職員から語られた。

a3さんは、大舎で勤務をしていた際にも「家庭に近い」、家庭的と覚ることがあったと語った。そして、現在の本館でも家庭的なところはあると語る。昔の大舎においては以下のことが家庭的だったと語った。居室があり、そこの担当の職員がいたこと。また「部屋（居室）に来ると、子どもたちが楽しそうに話をしているという…職員と一緒に飲み物をちょっと飲んだりとか遊んだりしてるところについてでは、もちろん家庭に近いと思います」と語っていた。また、現在昔からある大舎の建物で養育されている子どもについて a3さんは以下のように語る。

一方本館の子はじゃあ家庭ってという風に認識していないのかっていう風にいったらまたそこは学校とは違うんだなっていうところはすごく分かっていると言うか。そこはハード面ではちょっとどうにかできない部分、ソフト面である職員が家庭的な雰囲気のできるために、じゃあどういう風な環境もそうですけども、それ以上にどういう関りをするとか、ちょっとしたときにじゃあちょっとおやつ食べて、一緒に集まってなんか話しようかって一つ、そういうのもやっぱり家庭的かな。

a3さんは現在唯一大舎の頃からの建物での養育を行っている本館について、「どういう関りをするとか、ちょっとしたときにじゃあちょっとおやつ食べて、一緒に集まってなんか話しようかって一つ、そういうのもやっぱり家庭的かな」と語る。

「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために」（厚生労働省 2012a: 6）では「小規模化の意義」として「一般家庭に近い生活体験を持ちやすい」ことが挙げられている。交流、団らんの場である「リビング」や、みんなが集まれる「居室」が備わっており、そこで会話やゲームを一緒にすることは「一般家庭に近い生活体験」といえるのではないだろうか。そして a3さんは、「リビング」や「居室」があることによって生じる「体験」を家庭的なものとして捉えられていることが語りから窺える。これをまとめると、a3さんは「子ども、職員が生活空間のどこかに集まって、一緒に何かをする」ことを家庭的と考えているといえる。これは、a3さんの語りから分かるように小規模化された空間でなくても実現可能な家庭性だ。

また、大舎、小規模グループケアの両方の勤務を経験した a3さんは、「小規模……本館、本体施設関わらず、そういう（家庭的な）部分は持っているかなっていう風に感じます」、「もちろん小規模グループケアは小規模グループケアで家庭的な雰囲気もあると思うんですけど、大舎も…正直一緒かなっていう風には思います」と述べている。

以上のことから、子どもが集団であった大舎においても、家庭的なところはあったと a3さんは考えていたことがわかった。

c1さんは以下のように語っている。

家庭的な部分はあると思うんですけどやっぱり家庭ではないっていうところで、（子どもが将来持つ家庭の）イメージ作りにはあまり寄与はしていないんじゃないかなとは思っています。施設養育はあくまで家庭的養育

になってしまうところは大きいんじゃないかと思います。

家庭的な養育を施設で受けたとしても、子どもが将来持つ自分の家庭のイメージができないだろうという以上の語りからは、一般の家庭と社会的養護における家庭的であるということは異なると c1 さんが捉えていることが窺える。

以上からは、家庭的であることを職員がどのように捉えているかがわかった。確かに小規模グループケアには家庭的だといえる部分は存在した。しかし、小規模であることと家庭的であることが必ず結びつくかというところではないといえる。A の a3 さんの語りからは、集団生活であった大舎においても家庭的な部分があったことが窺えた。また、家庭的であることは必ずしも肯定的な意味合いを持たないこともわかった。C の c1 さんの語りからは、家庭的であることと一般の家庭は必ずしも結びつかないことがわかった。

第五章 考察—小規模化＝家庭的？—

藤間（2017a:8）は、日本では戦後一貫して「施設における集団生活は個別性の保障に適しておらず、それゆえ、家庭的養護を推進するとともに、施設も家庭のように小規模な形態にすべきである」という主張がされてきたと述べる（第一章参照）。その考えの基では、児童養護施設等も「家庭的」に小規模化することで、「特定の大人との継続的な愛着関係の下で」、「あたりまえに」に、「個別的な状況が十分に考慮されながら」、養育が行われるはずだと考えられている（藤間 2017a: 38）（第二章第二節）。これに関して、本稿でどのようなことがいえるかを以下で述べる。

第四章の分析では、様々な部分で小規模化により保障されるようになった個別性が見受けられた。第一節の「空間」では、施設の小規模化に伴い、居室の定員も小規模化したことがわかった（第四章第一節第三項）。特に、個室の居室において子どもは自分一人の空間を持てるため、「個別的な状況が十分に配慮され」ているといえるだろう。第二節の「家事」においては、第三項の「掃除」において、小規模化して個別性が保障されるようになった部分がみられた。職員は小規模化してから子ども一人一人にそれぞれの掃除のできていない部分について教えられるようになり、その結果子どもの掃除能力が増したといえる（第二章第二節第三項）。これも「個別的な状況が十分に考慮され」ているといえるだろう。第七節の「個別性」では、小規模化したことで、子どもの抱える「問題がすごく明確になる」ことで、「個々に合わせた自立支援を含めた日々の支援っていうのがすごく手厚くできるかなって、いう風なことはありますね」と a3 さんは語っていた（第四章第七節）。

多くの分析項目において、小規模化によって強化された、あるいは新しく生まれた機能には、小規模化によって個別性が保障されるようになったこととの関わりがみられた。施設を小規模化することで、「特定の大人との継続的な愛着関係の下で」、「あたりまえに」に、「個別的な状況が十分に考慮されながら」、養育が行われるはずだという考えは（藤間 2017a: 38、本稿第二章第二節参照）、本稿において当てはまっているといえる。

ただ、「施設における集団生活は個別性の保障に適しておらず、それゆえ、家庭的養護を推進するとともに、施設も家庭のように小規模な形態にすべきである」という主張（藤間 2017a:8）は、適当でないと思われる。なぜなら施設における集団生活でも個別性は配慮されていたからである。大舎において個別性を保障するために、意図して面談の機会を設けたり、意図していない部分でも職員と子どもが個別に関わったりする場面はあった（第四章第七節第一項）。「施設における集団生活は個別性の保障に適して」いないというほどには、大舎における集団生活において個別性が保障されていなかったとはいえないのではないだろうか。また、職員にかかる負担が小規模化により増えたという語りもあり、個別性の保障のために施設を小規模化することがよいことばかりだとは一概にといえないだろう。

さらに、「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために」で「小規模化の意義」として挙げられている事柄についても、十分に検討がされていないのではないかと思わ

れる部分があった。厚生労働省（2012b: 6）では、「調理をすることにより、食を通じたかわりが豊かに持てる」、「日課や規則など管理的になりやすい大舎制と異なり、柔軟に運営できる」と示されていた。しかし、1つ目の「食を通じたかわり」とは具体的に何を指しているのだろうか。本調査からは、調理に関わることにより子どもの調理技術が向上するという効果があるとわかった。子どもの調理技術の向上は「食を通じたかわり」といえるのだろうか。「かわり」という抽象的な言葉を使っているこの文章をみると、子どもが調理をすることによって何かいいことがあるだろうと言っているだけのように感じる。2つ目においては「柔軟に運営できる」ということ自体が「小規模化の意義」として挙げられているが、柔軟に運営することの効果まで検討すべきではないだろうか。子どもの状況に合わせた対応ができることが日課や規則から外れて動くことの利点だといえる。「柔軟に運営ができる」ために、子どもの状況に合わせた個別的な対応ができると書くべきではないか。

そして、施設の小規模化を家庭的という表現で括ってしまうことには4つの弊害があるといえる。1つは、小規模化によって変化したことが見えなくなるということだ。本調査では、家庭的という表現で括らずに空間や家事等と分けて分析をすることで、小規模化による変化を明らかにした。しかし家庭的という抽象的な表現を使っては、具体的にどのような変化が起こったのかわからない。

2つは、標準的な「家庭」が小規模化によって得られる性質をすべて備えているかのような錯覚に陥らせるということだ。標準的な家庭は、必ずしも小規模化によって得られる性質をすべて備えているわけではないだろう。例として以下のことが挙げられる。本調査では、小規模化によって子どもが調理をする機会は増し、その結果調理技術の向上等がみられた。「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために」（厚生労働省 2012）の「小規模化の意義」を踏まえ、藤間（2017a: 38）は「今日の政策文書においては、子どもの自立支援や権利保障の個別性を保障すべく、施設の運営形態を小規模化することで『あたりまえの生活』である『一般家庭』に近づけること、すなわち家庭化が目指されている」と述べている（藤間 2017a: 38）（第二章第二節）。以上の政策文書の考えに基づくと、小規模化によって得られた、子どもの調理機会が増えたこと、それによってもたらされる効果は一般家庭には備わっており、施設は小規模化によってそれを叶えたという風に捉えられる。しかし、標準的な家庭において、子どもが調理に関わらないという家庭は少なくないだろう。このように、一般家庭を目指し小規模化をするという文脈で語られることで、実際には一定数の標準的な家庭に備わっていない性質があるにも関わらず、あたかも小規模化によって得られた性質を標準的な家庭が備えているように感じられる。

また、上の例に関して、子どもが調理に関わらない一般家庭より、むしろ本稿で調査をした、子どもが調理する機会が一定以上ある3つの施設の方が、子どもの調理技術が高いことは十分に考えられる。施設養護には、社会的養護において議論され目標として掲げられている「家庭」を超越している部分がある可能性がある。しかし、小規模化が家庭的と

という言葉で語られることで、この標準的な家庭を超越している部分について目が届かないのではないだろうか。

3つは、大舎にも少なくとも一定の家庭性があることを見失わせるということだ。本調査においては、大舎であっても職員と子どもとの関りの中に家庭性があったという語りがあった。

4つは、小規模化がよいことづくめであるかのような錯覚に陥らせるということだ。本調査では、施設の小規模化によって職員の負担の増大がもたらされるという語りがみられ、小規模化がよいことばかりではないと窺えた。

小規模化も含めて社会的養護の制度的、また形態的な変化が子どもと職員にとってどのような意味を持つかは、「家庭的」という比喻に終始するのではなく、常に探求の目を向けるべきである。

注

- (1) 「社会的養護の課題と将来像」(2011: 5)においては、「家庭的養護」は里親とファミリーホームのことを指す語として使われている。
- (2) ここでいう居室は、子どもの寝室のことを指す。リビング、ダイニング等是指さない。
- (3) 「社会的養護の現状について」(厚生労働省 2014: 9)は里親、ファミリーホームを以下のように説明している。里親は、家庭における養育を里親に委託することである。児童は4人まで委託されうる。ファミリーホームは、養育者の住居で養育を行う。家庭養護定員が5～6人である。
- (4) 平成21年度から小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)は実施された(厚生労働省 2011:7)。
- (5) 本稿では、『『家庭的養護』と『家庭養護』の用語の整理について』(厚生労働省 2012b:1)に基づき、以下のように用語の整理を行う。「家庭的養護」を小規模グループケア、地域小規模児童養護施設と捉える。「家庭養護」は里親、ファミリーホームのことを指す。施設において家庭的な養育環境を目指す小規模化の取組には、「家庭的養護」を用い、両者を合わせていうときには、「家庭的養護の推進」を用いる。
- (6) ケア単位とは、日々の生活プログラムを共にする単位を指す(二井・今井・山本 2014: 217)。
- (7) 平成23年度から、施設の小規模化の計画策定や、里親支援の実施を要件とし、小規模グループケアを従来の1施設3グループまでから6グループまでにするなど要件を緩和した。また、より多くの施設で小規模グループケアを行いやすくするため、1グループの定員を6名から6～8名に弾力化した。(厚生労働省 2011: 8)
- (8) ユニットの名前には仮名を使用した。
- (9) Bの地域小規模児童養護施設の炊事への子どもの参加は以下のようなようだった。地域小規模児童養護施設には本体施設の調理場のような調理場がないため、地域小規模児童養護施設において一から調理していた。平日の日中は、食事を作るために地域の女性が雇われていた。土日は子どもも一緒に作る(職員が時短のために早く調理をすませることもある)。そのため子どもの調理能力は高いとb1さんは語った。土日は全部職員(地域の女性でなく)が作る。食事の材料を栄養士が調達する本体施設では子どもが食事の材料を買いに行く機会はあまりないが、地域小規模児童養護施設ではある程度職員が材料を買いにいき、子どももそれについていく機会があるという。以上より、小規模グループケアとグループホームの炊事への関わりでは、グループホームのほうが、関わりが大きい可能性がある。
- (10) Aの、「手作りデー」開始の経緯は以下の通りだ。Aにおいて初の小規模グループケアのユニットであった「イエロー」は7年目になるが、その名前になる前もその建物は小規模棟だったという。その「イエロー」の前身の小規模グループケアでは土日祝の食事を全部その棟でまかなっていた。4つの小規模棟に別れる際に、これを継続するか

検討した。しかし、土日祝の食事を全部作るとその作業だけで半日は潰れてしまうため、これではなく月に1回の「手作りデー」ができたと言った。

- (11) Bでは大舎の頃、基本的に男子と女子は別々に生活をしており、それぞれに概ね固定の職員がついていた。b2さんは男子の養育に当たっていた。男子のグループのことをb2さんは「男子棟」と語っていた。

【参考文献】

- ・田谷 幸子, 2018, 「担当制をしる児童養護施設のくらしに対する 職員のかかわり ―施設経験者が語るライフラインを手がかりにして―」『社会福祉学評論』(19); 40-51
- ・藤間 公太, 2017a, 『代養育の社会学――施設養護から脱家族かを問う』晃洋書房
- ・藤間 公太, 2017b, 「社会的養護にみる家族主義」『三田社会学』(22); 38-54
- ・二井るり子・今井範子・山本直彦, 2014, 「ケア形態から見た子どもの生活 空間の現状と小規模化に対する 施設職員の評価 ―全国の児童養護施設調査による―」『日本建築学会技術報告集』20(44):213-217
- ・山縣文治・林浩康編, 2007, 『社会的養護の現状と近未来』明石書店

【参考 URL】

- ・厚生労働省, 2020, 「社会的養護」
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo 2020 年 5 月 10 日取得)
- ・厚生労働省, 2011, 「社会的養護の課題と将来像」
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001j8sw-att/2r9852000001j8ud.pdf> 2020 年 5 月 9 日取得)
- ・厚生労働省, 2012a, 「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために(平成 24 年 9 月)」
(https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/121001_honbun.pdf 2020 年 9 月 23 日取得)
- ・厚生労働省, 2012b, 「『家庭的養護』と『家庭養護』の用語の整理について」
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r985200000202we-att/2r985200000202zj.pdf> 2019 年 4 月 11 日取得)
- ・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長, 2013, 「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」
(<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/tuuchi-28.pdf> 2020 年 9 月 5 日取得)
- ・厚生労働省, 2014, 「社会的養護の現状について(平成 26 年 3 月版)」
(https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/yougo_genjou_01.pdf 2020 年 5 月 10 日取得)
- ・厚生省児童家庭局長, 2017, 「地域小規模児童養護施設の設置運営について」
(<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000161323.pdf> 2020 年 9 月 5 日取得)
- ・児童福祉の架け橋(愛知県の児童福祉施設ポータルサイト), 2019, 「児童養護施設とは? どんな施設があるの?」
(<http://jidoufukushi.jp/jidoufukushi/> 2019 年 8 月 21 日取得)